

## 平成26年第1回砂川市議会定例会

平成26年3月17日（月曜日）第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第 7号 平成26年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算
- 延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
 議案第23号 市道路線の認定について  
 議案第 7号 平成26年度砂川市一般会計予算  
 議案第 8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
 議案第 9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算  
 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美喜子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院院長	小熊豊
総務部長兼会計管理	湯浅克己
市民部長	高橋豊進
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐藤進
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	杉村有美

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号

砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第23号 市道路線の認定について、議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算の15件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第13号、第16号、第18号、第14号、第15号、第19号、第17号、第20号及び第23号の一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について総括質疑をさせていただきたいと思えます。

提案の中でもありましたように、改正の理由として市内中小企業等を取り巻く経営環境が依然厳しい状況であることから、中小企業等への支援をより強化することによって中小企業等の健全な発展に寄与し、市内全体の経済活動の活性化を図っていくことでの改正の理由でありました。そこで、現行の制度融資活用に当たり市内全体の経済活動の現状をどのように市としては受けとめていられるのか、さらには加えて現行の制度での新規の活用件数はどのような状況だったのかをお伺いをしたいと思います。

2点目として、市は市内中小企業等を取り巻く経営環境は依然厳しい状況であるとの認識であるようではありますが、市内の製造業や卸売業、小売業等各業界の現状をどのように認識しているのか、もう少し詳しくお伺いをしたいというふうに思えます。

以上、1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君（登壇） 2点ほどご質問をいただきましたので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の現行の制度融資活用に当たり現状をどのように受けとめているのかについてご答弁申し上げます。現行の運転資金は、設備資金と補給内容が異なり、保証協会の保証料が2分の1補給であること、さらには利子に対する補給がなく設備資金と比べて補給内容が低いことで、中小企業等による運転資金の借り入れ需要は保証料の発生しない比較的低金利な銀行のプロパー融資等の利活用が多くなってきているものと把握しております。

次に、現行の制度での新規の活用件数についてであります。運転資金の過去5年間の新規受け付け件数につきましては、平成20年度2件、平成21年度1件、平成22年度

ゼロ件、平成23年度1件、平成24年度5件となっており、年平均では2件程度となっているところであります。

次に、市内の製造業や卸売業、小売業等各業界の現状をどのように認識しているかについてでございますが、日ごろから商工会議所や金融機関と情報交換をしており、平成24年の経済センサスでは市内に836の事業所がありますが、公共事業によって改善傾向のある業種は一部あるものの、製造業及び卸売業においては原油高どまり及び原材料高騰の影響を受け、また運輸業におきましては原油高どまりの打撃は大きく、特に小売業については仕入れ価格も高騰し、その分を販売価格に転嫁することによる消費者離れが懸念されることなど、市内の中小企業等を取り巻く経営環境は厳しい状況にあり、さらに4月から消費税増税となりますことから、より厳しい経営環境が続いていくものと把握しております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど答弁をいただいたところで、まさに現行の制度がこれも以前に改正された部分であったということから、今ほどの答弁一つとっても件数が右肩下がりもしくは横ばいで、もうどちらかという減少していたというふうに今の答弁で理解をさせていただきます。5年間の平均が2件であったということでは、大変なことだったのかなというふうに思っております。それと、市内の諸経済活動にかかわる各製造業、卸売業、小売業、合わせて836社あるようですけども、そういったことでも大変厳しいことと、さらには今後の消費税増税に伴う影響も考えられるといったことが今回この条例を改正する理由にもさらになっているのかなというふうに改めて理解をさせていただきたいというふうに思います。

今回は、恐らく制度融資の関係であるというふうにも私も理解させていただきますので、それでは今ほどの答弁もいただいたことなものですから、もう少し今回の条例の改正についてお聞かせをいただきたいと思うのですが、今ほど現行の話もしていただきましたけれども、現行の制度と今回条例改正ということから、改正後と比べた制度融資の内容はどのような形になっていくのかなということでは大変興味のあるところでもあります。そういったところではどのような形なのか、大枠でもよろしいですので、お話をいただきたいなと思いますし、さらにせつかくの条例改正でもございます。これをするによって砂川市における効果は大きく期待をされることでもあろうと思いますし、私も期待をしたいというふうに思っております。そういったことでその効果に対して市はどのように受けとめ、考えておられるのか、このことについても聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 まず、制度融資がどのように変わっていくのか、改正になるのかということでご答弁させていただきますが、まず運転資金の信用保証料についてでございますが、現行は2分の1補給をしております。これを全額にいたします。また、利子に

対しましては現行補給ございませんが、これを1%を限度として2分の1補給へと改正するものであります。また、今回条例改正とあわせまして規則改正のほうも考えておりますが、この規則改正の部分のほうでは運転資金の借入れ限度額、現在500万円以内としておりますが、この償還期限を現行5年以内ですが、これを7年以内、さらには設備資金の借入れ限度額3,000万円以内となっておりますけれども、この償還期限を現行10年以内から15年以内へとそれぞれ延長を図るものであります。また、設備資金の融資条件といたしまして、現行設備投資額の8割としておりますけれども、これを10割とするという内容でございます。これらによりまして、より利活用されやすい制度融資に改正しようとするものであります。なお、これらにつきましては、市内の経済を取り巻く状況を鑑みまして、砂川の商工会議所のほうからも平成26年度新規事項ということで要望もされていたところでございます。

次に、融資制度改正による効果ということでございますが、今回の要件緩和や、あるいは補給内容の充実を図ることによりまして、市内中小企業等の健全な発展に寄与するものであり、さらには経営が好転し、新たな設備投資とか、あるいは雇用の増加、新規創業等にも波及して地域経済活性化を図れるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今ほど説明をいただいた部分で大枠大体わかってまいりました。現行の制度より今回の改正は大いに大きな形で使いやすく、さらには枠も含めて期間の延長、償還期間も長くなってきているということでは、利用される側にとっても利用しやすく、なおかつ今の経済状況の中においても負担も軽減された中でこれを活用できるのかなというふうに思っております。何よりもこれ経済界を代表している商工会議所からも新規での融資制度についての要望もあったということでもありますから、まさに経済界一同、大変この制度については注目もしておるでしょうし、なおかつ制度改正になることによって皆さんが使っていけると。利用しやすくなるということでの一つの形なのかなと思っております。私自身もしばらく前のときにこれが改正されて、特に運転資金の関係でいろいろ改正がされたという点では残念な部分もあったのですけれども、今回改めてこういった形で新しく、改正を通して市内全域の経済活動に貢献できる、こういった制度自体が提案されたということについては大変喜ばしいことであり、なおかつこの制度をしっかりと皆さんも活用できるよう、さらに市自体もそういった活用をしてもらうことを努力して、PRも含めて一層頑張っていたいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、詳細のことについてはまた予特でもありますから、その中で聞かせていただければと思います。

以上、私の総括質疑は終わります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号、第16号、第18号、第14号、第15号、第19号、第17号、第20号及び第23号の一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） それでは、総括質疑をさせていただきたいと思います。市長の市政執行方針にも載っておりますし、なおかつ予算にも計上されている関連でありますけれども、大きく2点についてお伺いをしたいと思っています。

大きな1点目としましては、地域包括ケアシステムの構築といったことでの関連でお聞かせをいただきたいと思います。市政執行方針によりましても、例えば「市立病院においても団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、病床機能の見直しの検討や高度急性期医療から在宅医療までバランスよく配置し、住みなれた地域で医療や介護、生活支援などが受けられる地域包括ケアシステムの構築に向け検討を進めていかなければならないと考えております」ということも市政執行方針にも出され、なおかつ介護保険制度の策定の関連からも「介護保険制度の充実につきましては、急速に高齢化が進行する中、介護保険制度の安定的な運営を図るとともに介護、医療、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、平成27年度を初年度とする第6期砂川市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定してまいります」というふうにも方針の中に載っております。そこで、この中に共通する部分が地域包括ケアシステムといったことが出ておりますので、市立病院、介護保険制度においても、ともに地域包括ケアシステムの構築を目指していくということでもありますけれども、そもそもこの地域包括ケアシステムというのはどのような形のものなのか、まず1回目にお伺いをしておきたいというふうに思います。

大きな2点目ではありますが、市長の市政執行方針の中にも載っておりましたオアシスゴルフ場、ゴルフ練習場の閉鎖ということでもあります。平成26年シーズン終了後にゴルフコース、ゴルフ練習場、オートスポーツランド委託契約を解約したい旨の考えが市長に示されたといったことから、市長自身は大きな判断をもってオアシスゴルフ場、ゴルフ練習場の閉鎖ということを判断をされたというふうに私も受けとめたいというふうに思います。

そこでまず、4点についてお伺いしてみたいと思います。オアシスゴルフ場、ゴルフ練習場は、平成26年をもって閉鎖するという考えの大きな判断を市長はされたというふうに思いますが、まずこの判断されたことを含め市長の考え、思いを初めに聞かせていただきたいというふうに思います。

2点目に、閉鎖した後のオアシスゴルフ場、ゴルフ練習場の敷地は、今後市はどのようにしていくのかということもお聞かせをいただきたいと思います。



3点目に、市は株式会社砂川振興公社へ金銭面も含めて支援してきましたが、今後の処理について市の対応はどのようなことが考えられているのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

4点目に、市政執行方針では「オートスポーツランドにつきましては全国に知名度があることから、経済効果などを検証して方向性を出してまいりたいと考えております」とのことですが、いつごろまでに方向性を出していきたいと考えているのか、現時点で考えられることを含めてお聞かせをいただきたいというふうに思ひます。

以上、1回目といたします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私の執行方針に対する総括質疑ということで、基本的な私の大きな考え方についてご答弁を申し上げたいというふうに思ひます。

まず最初に、地域包括ケアシステムの関係でございます。これのいわゆる市の考え方というか、それについてご答弁を申し上げます。議員ご承知のとおり、今の日本は超高齢化社会に向かっていると。先進国にも例がないということで、団塊世代のピークが来る2025年、その次には本当のピークは団塊ジュニア世代と言われる世代、厚生労働省によるとこのときが一番厳しい状況を迎えると。それは、2050年ごろと。45年からそれ以降に本当のピークが来ると。それで、今の国の現状を見ますと、社会保障の制度を何も変更しなくても社会保障費は毎年1兆円から1兆2,000億円ほどふえていくと。やっぱり今の一番大きな課題は、そこを何とかしないと日本の経済は大変になるということで、かつてより介護保険制度をつくるなり、いろんな制度をしながら国のほうは経常経費、いわゆる医療費なり社会保障費のかからない方策をやってきたと。それで、砂川市でも介護だとか福祉、保健、地域包括支援センターの職員が連携をとりながら、いろんな方策をとってきましたし、私もこれらを見据えながら、市長になってから地域で高齢者を支える仕組みづくりということで、単純にシステムをつくるのではなくて、いわゆる対象者をちゃんと把握しながらやっていこうというのも将来を見据えながらやってきたところでございます。

今回もう2年ほど前からありますけれども、民主党の時代から出ていた話でございますけれども、社会保障と税の一体改革、まだこれ全貌が細部まで決まっているわけではございません。細部は厚生労働省のほうでまだ市町村と詰めながらという部分もあるのですが、その中で初めて地域包括ケアシステムというのが出てきた。従来とどこが違うのだと。一番大きいのは、そこに医療の位置づけがしっかりされた。従来行政がやっている、いわゆる介護の職員、要するにケアマネジャーが悩んでいたのは医療との連携がなかなかできないのだと。やはりそこが国のほうでもいろいろ今回検討素材に入ってきた。病院は病院で、国のほうでは医療費を抑えるためにDPCなどいろんな制度を導入しながら個別には対応してきて、その都度診療報酬を変えてきた。今回は、国のほうはトータ

ルで、診療報酬も改正もするけれども、このケアシステムの中で一体的に医療、それから介護、予防、生活支援、住まいも含めてやっていかないとこれは無理だろうと。また、国の論議の中で地域の在宅でいけるものならいきたいという方が6割ほどいるという調査結果も出ているということから、国はこの地域包括ケアシステムを打ち出してきたと。それで、このモデルになったところが広島県の御調町でございます。20年ほどかけて何もない制度の中からあそこの町がそれをつくり上げてきたと。何をやったか。そこでは、8,000人足らずの山間部の町でございますから、民間の施設も何もないと。その院長というのは外科医でございまして、院長の話を聞きましたけれども、外科医はひよっとしたら寝たきりをいっぱいつくってきたのではないかと。いわゆる急性期で手術をする。急性期でリハビリをする。でも、そこから後のケアはしなかったというのがその院長の言い方で、それを何とかしなければならぬのだと。そのためには、医療が中心でないと機能しないということで、医療が中心になりながら、そこはいわゆる民間の施設のないところでございますから、特別養護老人ホームもグループホームも全部町で作りまして、医者が一元管理の中で健康の方面も、この方は福祉のサービスでやればいいのか、介護をどこに適用するか、在宅でいくのか、さらにはグループホームか、特養かと。その選択を医療を中心にやってきたと。また、回復期のリハビリもセンターをつくりながら、そこで寝たきりをつくらぬようなことをやりながら、介護保険料も上がらない、医療費も上がらない、そんなシステムをつくり上げた。それを厚生労働省がそのシステムを全国に導入できないだろうかというのが今回の地域包括ケアシステムでございます。

それで、一番ネックなのは、やはり私もこれ民主党の時代からでしたから、在宅医療というのは耳にしておりました。ただ、うちの病院では急性期でそんな簡単にいくのだろうかという思いもありましたけれども、いずれにしても国と同じように自治体も社会保障費はふえていく、そのまま置いておけば。ですから、地域の見守りでなるべく地域で支えるものは支えていこうという考えではいたのですけれども、在宅医療は難しいのかなという思いでございましたけれども、ことしのというか、昨年から論議されていた国の診療報酬の改定、やっぱり社会保障と税の一体改革の一環の中で診療報酬が考えられているということで、うちの病院にとっては、急性期の病院にとっては非常にいわゆる厳しい内容だったと。また、新たに地域包括ケア病棟の設置を認めるようになったと。それから、在宅医療をやる病院については診療報酬を高くするようにやってきたと。ただ、在宅医療のやる規模は病院に聞きますと200床以下の病院が対象であると。だから、砂川の市立病院は在宅医療の中で恩恵をこうむることはない。だから、我々が心配するのは、御調町的方式はすばらしいと、しからばそれを導入するとするときに砂川ではどんな方法が可能なのかと。これは行政側の、在宅医療をしながらいろんな連携をとりながら施設をつくっても介護保険料が上がらないようにしたい、医療費総体も上がらないようにしたい。片や病院は、砂川市の市立病院でありながら5市5町のセンター病院であり、かつまたその範囲

を超える第3次医療圏の救命救急センターでもあると。その接点が非常に難しいと。だけれども、時代の流れ、国の流れからいくと在宅医療にはやっぱり踏み込んでいかなければならない。院長も大変悩んでおられると思うのですけれども、やっぱり一方ではDPCで、たしかDPCだと思うのですけれども、急性期の病院としては入院期間が非常に短かったと。市民の方もすぐ病院を出されてしまうという問題もあったと。今回地域包括ケア病棟、これ診療報酬が新設されて、ここで手当てができると。これは、詳細がまだ決まっていない分野もあるのですけれども、60日間はそこにいれると。全員がいれるという内容にはなっていないみたいですが、最大限そういう条件もついている。それならば、砂川市で検討するのは在宅医療。在宅医療といっても医者が必ず全部行くのかといたらそういうことではなくて、在宅医療の根っこはやっぱり医者が指示を出しますけれども、行く場面は限られていて、一番必要になるのは社会福祉士であるとか看護師とか、そちらのマンパワーのほうで確保できるかというのが一番の問題と、またはそれに対する医者が確保できるのかという問題も中にははらんでおりますけれども、在宅医療をやりながら、いわゆる地域包括ケア病棟、それを活用しながら何とか在宅でやれることができないのかというのが課題になっておまして、それは病院のほうは行政のやっている介護の制度はわからないと。一方、行政のほうでは医療との連携をどうしましょうかと。そういう大きな問題があって御調町のようにはいかないというのは結論として出ていますので、病院と各セクションの担当者が集まって、病院もある程度やっていければ、行政も時代に合った形で在宅医療でいけると。私は、福寿園というか、特別養護老人ホームを地域密着型でも増設したいと。これは、もう将来的には高齢者がふえていきますから、避けられない問題だから、私は公約の中でそういうふうに申し上げたのですけれども、それをやると介護保険料が上がってくるので、その両方をクリアする方法を医療と一緒に考えていこうというのが執行方針に書いた内容で、やはりかなり中を詰めていかなければならないし、厚生労働省の方向も見なければならぬと。医者の問題も院長とも打ち合わせをよくするのですけれども、院長も大変苦労されていると。細部がまだ見えていないところがあるので、今申し上げられるのはこんな方法で土台を上げながら、最終的にはどういう形になるかというのは協議していかないとわからないのですけれども、これをやらないと日本の国もたないし、市町村の財政も将来的に圧迫してくると。ですから、砂川市は幸いにも地域の見守り、ほかの市町村と違うのはいわゆる意識づけのために条例も出しましたけれども、担当者を2人置いて対象者を把握していると、1,000人ぐらいいると思うのですけれども、今300人近くが、二百何十人だったと思うのですけれども、もう回って把握していると。残りを把握しながら、その土台をそのデータベースを持ちながら、ある程度在宅医療に行く前の作業をしながら、来たるべき、いつできるかというのはちょっと難しくて勉強会の中でどういう方向が出るかというのを見ないと何とも言えないのですけれども、早いうちに一定の方向性が見えてくればなというふうに思っているところでございます。も

し足りないところあれば次に言っていただければというふうに思います。

それから、ゴルフ場の関係でございます。ゴルフ場は、私が市長になった23年、24年の1回目の執行方針ですか、いわゆる赤字になればという言い方をして、ゴルフ場の運営費に対する公費投入はもうしないということを申し上げまして、ことし公社のほうから26年度をもって資金が枯渇するという申し出がございました。それを受けまして、26年をもって閉鎖する考え方を執行方針の中で示してきたと。このゴルフ場、平成2年に設置しまして、当時5万人ほどの人が入っておりました。経済状況もよかったし、今ほど高齢化が取り沙汰される時代ではなかったと。ただ、平成3年、一番大きかったのはバブル崩壊の影響はやっぱり大きかったのでしょうか。その後失われた20年と言われてはいますが、デフレ経済が続いて企業の業績が思わしくなく、だんだん利用人員が減ってきたと。それは、過去の論議の中でも言われているとおり毎年のように落ちてきて、25年度は1万6,000を切るところまでも落ちてきていると。その間議会との協議をしながらも、平成15年からですか、公費の投入をしてきました。19年にこのままではいけないということで、何とか公社のほうも経営改革をするのでということで努力をしてきたのですが、21年のときでしたか、800万の資金ショートをしたということで、その質疑の中では1万8,000人とか、いろんな論議をしながらも、その後次の年2億円の、いわゆる銀行借入れを市が肩がわりをしたという経過がございます。その中でいろいろ議会でも論議し、解体費、撤去するため何ぼかかるのだとか、その後のいわゆる債務保証の関係はどうなるのだと論議もいただきました。

私は、市長になるときに思ったのはこの経済状況の中で民間の調査でも、デフレ経済、少子化の中では民間でも6割のゴルフ場が潰れるだろうと。この近隣見ましても最近だけでも月形にあった3つのゴルフ場は、民間のゴルフ場ですけれども、やめていった。また、岩見沢でもなくなっている。全道全部調べているわけではないですけれども、やっぱり民間も含めて厳しい状況があると。そんな中で運営費に新たな公費を投入して、本当にこのゴルフ場が未来永劫にわたってやっていけるのだろうか。私は、決してそんなことにならないだろうと。また、消費税も上がる。先ほど沢田議員さんがおっしゃっていたとおり、民間は消費税の吸収できなくて大変厳しいと。制度融資も拡大しなければならない、商店街に対する商品券の事業もやっていかなければならないという状況の中で、新たな借金をつくって、それが回収できるという状況なら違うのでしょうか。撤去費についてはつくったものはどこかでそれは解体しなければならない。ある程度こういう状況になれば、負の遺産かもしれませんけれども、その撤去費にさらに運営費を毎年のように出すということは私はできない。市政執行の責任者として決断を、これを喜んでやっているわけではないです、やっぱり高齢者で利用されている方もおられますけれども、19年、国の三位一体改革の中で多くの自治体が苦勞された。具体的には申し上げませんが、そういう厳しい状況を踏まえて第三セクターのあり方というのはしっかり考えなさいと。第三

セクターを解散するための起債まで国は制度をつくったこともあります。そういう状況の中で、このまま続ける考えにはいかないということで、今回資金ショートということで、24年の執行方針どおりにやっていきたいと、こう考えているところでございます。

それで、具体的には今後の処理と。これは、金額も含めてということによろしいのでしょうか。金額はわかる範疇で、細部まで私数字ずっと覚えているわけではないものですから、資料見ながらでないとなかなかしゃべれないのですけれども、いわゆる振興公社が銀行に借りている残高、これは市が損失補償をしておりますので、1億5,750万円、これについては市が返していかなければならない。当然議決事項にもなります。それから、河川のいわゆる原状復帰というのがございます。これは、22年の3月議会ですか、当時ご答弁申し上げている事項でございますけれども、超概算、いわゆる国との交渉になりますので、解散と言わないと正式な論議にはならないということで、当時もそういうお断りをして、超概算で1億5,000万円ほどかかると。ただ、これは確定ではないということをお知らせしております。それから、市が今まで長期で貸し付けた5億2,000万、これは債権放棄ということで、これらについては21年、22年、24年とそれぞれ議会の中でご答弁を申し上げてきた事項でございます。

以上のようなところで、スポーツランドのところについては副市長のほうから答弁させてもらうのと、私で答弁漏れているところがあれば言っていただければ私なり副市長のほうでご答弁申し上げたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 今ほど市長から答弁ありましたので、最初のほうにゴルフ場の敷地の今後はというようなお話も質問されていたかと思っておりますけれども、今ほど市長からあったように原状復帰をしたいということでございます。これにつきましては、河川敷地を占有している面積で申し上げますとオアシスゴルフ場が約64.8ヘクタールでございます。ゴルフ練習場については約8.1ヘクタールでございます。このような広大な敷地の面積でありますので、また河川敷地という性格上、近年は水害等もございまして、それを新たに施設整備するというような考えには至っていないということから、河川敷地を原状復帰して自然環境の保全を図るという考えでございます。

次に、オートスポーツランドのことでございましたが、オートスポーツランドの事業だけで見ますと現在多少の収益があるところでありまして、年2回ほど全日本大会を開催している関係から、全国で広くて長い直線コースということで知名度があるところであります。近年では、レースの参加者、関係者含めて数百人が訪れていると。一部の方が市内に宿泊しているという状況、あるいは買い物等での経済効果も若干あるのかなというふうに考えております。しかし、地元での利用あるいは観客という面がなかなか少ない状況もありまして、加えてダートのほうは土ぼこりが発生いたしますし、ジムカーナのほうはタイヤのきしむ音が大変響いているというような苦情も入っているようなところから、これは

公共施設としてどうなのかというようなことを考えながら、方向を出していきたいというふうに思っております。

それで、時期というようなことでしたが、雪解け後確認しなければならない部分もございますので、そこら辺も見ながら、早急にこれは方向を出していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、市長からも多くのことを答弁というか、説明を丁寧にしていただいたのかなというふうに私は理解をさせていただきたいと思います。

まず、地域包括ケアシステム、今回病院の関係、さらには介護保険制度の策定に向けて地域包括ケアシステムの構築といったことであります。端的に言うと地域包括ケアシステムとは介護が必要になった高齢者も住みなれた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことというふうに端的には書いてあるのですが、非常にこれ中身を見ると複雑だなというのは、これ厚生労働省のホームページを見たら載っている資料なのですが、概略も含めていろいろ書いてあります。私も見させていただきましたけれども、ただ地域包括ケアシステム自体は医療と介護が一体的に、住みなれたまちの中で皆さんが生活していこうといったことが端的なところなのかなと。ただ、その制度的なものとかシステムといったことについては、今後いろんな形でされていかなければいけないのかなと。というのは、執行方針の中でもありましたように、病院も地域包括ケアシステムについては今後検討してまいりたいと。医療としての分野のことかなというふうに思いますし、さらには介護保険制度、これ第6期の介護保険制度、高齢者福祉の関係でもありますけれども、これから地域包括ケアシステムを構築しながら策定を進めていきたいと思います。ですから、それぞれ砂川市においてもニーズ調査等も含めてこれからかかわりもあるだろうし、もう既に市長が率先してやられている地域の見守りも含めて、これも全てかかわりが出てくるのだろうというふうに私は思っております。ですから、全体的なものを含めるとまさに2025年、これから約9年後、さらに市長のお話からいいますと団塊の世代のジュニア世代と言われる2050年、2045年ぐらいからということでもあります。まだまだ先のようにも感じられるのですが、これあつという間に来るのだろうと。私もその年代のころは何歳なのかなと改めて感じるのですが、本当にこれは必要なことであるということと、今ほど市長からお話ありましたように、市長の思いの中でも先進地を視察に行ってそれを見ながら、また砂川市においてはどういう形がいいのだろうかという写真もこれからつくり上げられる段階なのかなというふうに私は理解をさせていただこうかなと思っております。そこで、これはやっぱり必要なことであるというふうに私も思っておりますので、ただ道は長いなということも押さえながら、着実に一步一步進めていかなければいけない重要な

課題であるというふうにも認識をさせていただきたいと思います。

それで、今回方針の中で病院に関連しての包括ケアシステムの構築と。介護保険ということでは改めて言うことなく、これは恐らくみんな一体的にやっていかなければいけないことなのだろうなというふうに思うのですけれども、病院サイドも今後これを検討していきますということで、まだまだ先が不透明な部分あるかと思うのですけれども、私はやっぱりここで一番大事な部分が医療と介護というのをメインにしながらあるわけだから、病院とか介護保険制度を策定するといったそれぞれの部署が一体的にやるためにどのような整合性を持ってやろうとするのかというのがどうしてもちょっと見えない部分があるものですから、この辺今後恐らく一体的にやるのだろうというふうには思うのですけれども、どのような形で進めていこうとするのか、もしこの辺の考え方があるのであれば、2度目に聞かせていただきたいなというふうに思っております。

そして、大きな2点目として、オアシスゴルフ場、ゴルフ練習場の閉鎖ということで、市長自身は大きな判断をされたというふうに思っておりますし、これは前段のときにもう既に方針を導き出しておりましたから、それにのっとった部分なのかなと思っておりますし、さらには市長自身の言葉から、今回オアシスゴルフ場、ゴルフ練習場の閉鎖ということが表に改めてしっかりと出てきたということでは、それぞれ砂川に住んでいる方たち、もしくはゴルフをしている方たち、またはゴルフをしていない人方にとっても大変注目をするところであるといったことでは、今ほど市長の思いの部分聞かせていただいた中で、ただ私からもぜひやっていただきたいことは、こういった閉鎖をするという大きな判断をされたわけですから、今後今の市長の思いは、やはり市民に対してわかりやすく丁寧な説明をいろんな場面で市長としての責任においても実施していただきたいなということをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、そういったことから、先ほど副市長、副市長は市の理事者としての副市長というふうに私は受けとめて今ほどの話も聞かせていただいております。原状回復、オアシスゴルフ場とゴルフ練習場の敷地の今後ということでは基本的に原状復帰を目指していきたいといったことで、広大な敷地面積があるといったことがあるだけに、原状復帰といってもこれはまだこれからの先のことです。今の段階でのことではお話しはできないのだろうなというふうに私は受けとめております。今後明確になってきたときには、やはり河川敷は国の管理下にあるわけですから、原状復帰についてはしっかりと交渉、協議をしていただきながら、大いに努力をしていただきたいなと。ただ、今の段階ではこれからの先のことなので、今の答弁の域を出ることは難しいのかなというふうには理解をさせていただきたいと思っております。

さらには、市が株式会社砂川振興公社への金銭面も含めた支援といったことでお聞かせいただきましたけれども、損失補償としては1億5,750万、これは市が返済していかなければいけないのだろうなと。河川敷ですか、原状復帰ということではあくまで概算の

域を、概算という考え方でいきますと約1億5,000万程度がかかるであろうなといったことで、これも今後の協議次第では変わっていくのかなというふうに思っておりますけれども、あくまで今は平成22年3月に出された概算を前提にお話をいただいたのかなと思っております。さらには、5億2,000万ほど債権あるけれども、債権放棄をしていかなければいけないだろうなという点では大変大きなことであるというふうに思っております。なお、こういったことについては市民の皆さんにも、先ほどお話しさせていただいたように、ぜひわかりやすく丁寧にしっかりと市民の皆さんへの説明というものも必要だというふうに私は思っておりますので、もちろん我々議会にいるものの議員にとっても大変重要な案件であるというふうに思っておりますので、その辺は受けとめておきたいというふうに思っております。

オートスポーツランドについてはということで、私はいつごろまでに方向性を出していいのだろうかといったことのお話をさせていただきましたので、今現在はまだ雪があるということで、雪解けがされた後、早急に方向性を導き出していきたいというふうに受けさせていただきたいと思っております。本当に全国から選手として来られている方たち、若干砂川に泊まっている方たちもいるというふうにも聞いておりますし、いろんな分野であるかなと思っております。ただ、いろんなこういった形は大変重要な案件でもあるのかなと思っておりますので、こういったことを含めてぜひ一層の努力をしていただきたいと思いますと思っております。

そこで、このゴルフ場、練習場の閉鎖に当たっても、またオートスポーツランドの関連もあるのでしょうけれども、この閉鎖に当たり砂川市の対応としてのスケジュールというのは今後どうなっていくのか。というのは、我々議員である以上、議会にもかかわってくるが多々あるかというふうに思っております。大変重要なことであるというふうに思っておりますので、このあたり2回目でありますけれども、砂川市の対応としてのスケジュールというのは今後、今現在考えられる範疇でいいかと思うのですけれども、お伺いしておきたいというふうに思います。

以上、2回目といたします。

○議長 東 英男君 沢田広志議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。10分間休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 それでは、医療と各部署がどう一体的にできるのかということでございまして、病院長を中心に「地域で在宅介護ケアを考える会」というのを立ち上げてご



ざいまして、先ほども御調町の話しましたがけれども、御調町の場合はいわゆる民間の施設が何もないということで、町で特別養護老人ホーム、ケアハウスもグループホームも全部つくっていて、医療が中心にその割り振りをしていたというのがございますけれども、砂川の場合ですと民間の施設も各いろいろございます。それが混在する中でのあり方を探っていくとかならないということで、ちょっと難しい面も正直言ってございますけれども、構成メンバーは滝川の保健所、それから空知医師会、砂川慈恵会病院、歌志内市立病院、奈井江の国保病院、それから地域包括支援センター、砂川の訪問看護ステーション、砂川ケアプラン相談センター、神部相談センター、ジャパンケア、それと砂川市と市立病院ということで、それぞれ医療と各部署との連携、問題点を今洗い出しをしております、始まったばかりで、そこから先の話というのは今洗い出し作業をしている最中ということですが、一体的にやるのはやっぱり資格を持っている医療でないとなかなかできないと。例えば保健師から従来から言われているのは、これはケアマネジャーからも言われているのですが、医療との連携がやっぱり最後ネックになってきていると。それがうまくいっていなかった理由もありますので、それを踏まえながら、今真剣に問題点の洗い出しをしていると。そして、お互いに共通認識を持たないと、従来は医療は医療、介護は行政分野でという流れだったのでありますが、それを一体的にやるといったらやっぱり時間はかかるのではないかとこのように思っております。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 今後のスケジュールということでございました。先ほどのオートスポーツの方向性を早急に出していく点と、それから河川の現状復帰という部分で4月から河川管理者と水面下というか、下協議をまず進めていこうというふうに思っております。それから、さらに生じるとすれば、例えば振興公社が解散となるというような方向が示された場合には年内に解散、議決権を行使するための市議会の議決、あるいは損失補償部分の補正予算の議決というものが必要になるというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 まず、地域包括ケアシステムの関係、今ほど市長からお話あったように、これは地域ケア会議のことなのかなというふうに思っています。厚生労働省のほうにも地域ケア会議についても多々書かれておりますので、強いて言う一番重要な部分、多職種、いろんな関係機関含めて集まって地域課題を把握して、これが本当にもとになってどんどん、どんどん進んでいくのかなというふうにも理解をさせていただきたいと思っております。ただ、大変時間を要する会議なのかなと。と同時に、先ほどお話ししたようにこれからの地域包括ケアを構築するに当たっての一番の土台となる部分なのかなというふうにも今ほどのお話を聞かせていただきながら理解をさせていただきたいというふうに思います。地域包括ケアシステムの構築については、以上、今ほどのお話で終わりたいと思っております。

そして、今ほど副市長からもお話ありましたけれども、ゴルフ場とゴルフ練習場の閉鎖

に伴っての今後の市の対応スケジュールといったことでお話をいただいたところであります。今現在でのお話かなと思っていますし、なおかつ今ほど振興公社が解散の場合、場合ですからあくまでこれは今後のことであり、それはまず振興公社サイドのことであるかというふうに私は思っておりますので、そういった場合のときにはということでの議決行為が予想されるといったことで理解をさせていただきたいなと思っています。ゴルフ場とゴルフ練習場の閉鎖というのは、何回もお話しさせていただきますけれども、大変大きな判断をされたと同時に、大きな重要な課題でもあるというふうに思っていますし、これからそんなに時間をかけている余裕はないのかなと思うのですけれども、何せ河川敷は国の管理下における相手のいることでもありますから、この辺一層の努力をしていただきながら、議会にかかわるときには議会に真摯に提案をきちんとしていただきたいというふうにお話をさせていただいて、私の質疑はこれで終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、議案第7号、平成26年度一般会計予算についての総括質疑を6点ほどさせていただきます。

まず、第1点目は、2014年度の地方財政計画の特徴とその主な内容についてであります。2014年度の地方財政計画は、2月7日に閣議決定されました。2014年度の政府予算は3月中に成立いたしますが、2013年度の補正予算等を経て15カ月予算として編成されておりますので、2014年度の地方財政計画の特徴とその主な内容についてまず伺います。

次に、2点目として、定住自立圏構想についてお伺いをいたします。市長は市政執行方針演説の中で「滝川市とともに定住自立圏構想の中心市宣言を行いましたので、広域連携事業の一層の強化を図り、定住自立圏形成の協定締結に向けた協議を進め、定住自立圏共生ビジョンの策定を進めてまいります」と述べておりますが、まず第1にお伺いしたいのはこの定住自立圏構想は将来的にも市町村合併を目指すものではないのかどうかということであります。それから、第2点目は、この滝川市との中心市宣言を行う前の滝川市長の記者会見で、滝川と砂川の広域消防の統合も視野に入れ、教育行政の効率化をさらに進めると述べております。また、先般開かれた中空知広域市町村圏組合議会では、もしこの定住自立圏構想ができ上がった場合には中空知広域市町村圏組合は解散するなどという発言もされておりますが、そのようなことは協議されておられるのかどうかお伺いをいたします。3つ目に、平成26年度より特別交付税措置が拡充されたようでありまして、その内容について伺います。

大きな3点目に、子育て世帯臨時特例給付金、それから臨時福祉給付金、まごころ商品券、これは消費税増税に伴う措置ではありますけれども、それぞれの具体的な支給要件と支給内容についてお伺いをいたします。

4点目に、新年度から創設される農地中間管理機構の具体的な内容についてお伺いをいたします。市長は、市政方針演説で本年度から創設される農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積を図ると述べられましたけれども、この農地中間管理機構の具体的な内容についてお伺いをいたします。

次に、5点目として、いじめ問題対策について伺います。昨年9月28日、今非常に深刻化するいじめ問題を解決するために、政府はいじめ防止対策推進法を施行しました。北海道もいじめ防止に関する条例を制定いたしましたけれども、市教育委員会としての具体的な取り組みについて伺いをいたします。

最後に、6点目として、2013年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査、いわゆる全国体力テストの市内の小学校の結果と今後の対策について伺います。2013年度の全国体力テストは、昨年4月から7月に行われ、体力合計点の北海道の平均は小学校5年生の男女と中学2年生の女子が全国最下位の47位、中学2年生の男子が46位と発表されておりますが、市内小中学校の結果と体力強化の今後の対策についてお伺いし、第1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから1点目、2014年度地方財政計画の特徴とその主な内容についてと2点目の定住自立圏構想についてご答弁を申し上げます。

初めに、2014年度地方財政計画の特徴とその主な内容についてであります。平成26年度地方財政計画は、地方が地域経済の活性化に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるように、地方交付税などの一般財源総額について社会保障の充実などを含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保し、一般財源総額は60兆3,577億円と前年比6,050億円の増となっているところであります。また、地方交付税につきましては、総額で16兆8,855億円と前年度より1,769億円の減となっておりますが、地方税及び地方譲与税の増収見込みから考えると、地方交付税についても十分確保されているものと考えているところであります。焦点となっておりますリーマンショック後の経済対策として臨時的に設けられました歳出特別枠は、実質的に前年度水準を確保され、別枠加算につきましても必要な額は確保されておりますので、地方の財政状況に配慮されたものと考えているところであります。

続きまして、2点目、定住自立圏構想についてであります。初めに定住自立圏構想が合併を目指すものではないかについてであります。市町村合併につきましては平成の合併に対し住民の評価は否定的な評価も多く、強化された財政支援措置等により全国的に行ってきた合併推進については、これまでの経緯、市町村を取り巻く状況を踏まえると限界があることから、平成22年3月で一区切りとし、市町村の合併の特例等に関する法律の改正が行われ、法の目的が「市町村合併の推進」から「自主的な市町村の合併の円滑化」に改められたものであります。一方、今後の人口減少、少子高齢化の進行や厳しい財政状

況を踏まえ、基礎自治体としての重要な役割や市町村が抱える課題に対応するためには、今後も市町村の行財政基盤の強化が必要であり、これに対応する取り組みとして定住自立圏構想などを活用することで、市町村が基礎自治体として役割を果たすことが求められているところであります。定住自立圏構想は、圏域の市町村が連携、協力して各市町村が必要な生活機能の確保や魅力を創出するとともに、医療、福祉、公共交通など住民の利便性を高め、活性化につなげていくもので、中心市の都市機能や制度を共有し、連携する市町村は必要な生活機能を維持し、地域の特色を維持しながらそれぞれ行政運営を行っていくものでありますので、定住自立圏構想に取り組むことが合併につながるものではないと考えているところであります。

次に、広域消防の統合や広域圏組合の解散などが協議されているのかについてであります。効果的に消防体制の充実強化が可能となる消防の広域化は、平成18年の国の消防組織法の改正、平成20年の北海道消防広域化推進計画に基づき、人口10万人程度を目安に道内21圏域による再編が示され、空知管内は南、中、北の3つに分けられ、広域化の検討が進められたところであります。中空知では、砂川地区の広域再編について協議がまとまり、平成24年4月に上砂川町が砂川地区に加入する組合再編を行ったところであります。また、滝川地区も赤平市と芦別市が加入する平成26年4月からの再編が決定したところであります。さらなる統合につきましても、広域行政の効率化の観点からも必要とは考えられますが、現状といたしましては協議には至っていない状況であります。

また、広域市町村圏組合につきましても、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中、地域の振興整備を進める広域行政機構としての役割はなくなりましたが、交通災害共済、ふるさと市町村圏基金事業などの事業を実施しており、今後も5市5町で構成される広域市町村圏組合を中心として一部事務組合の再編を含め、広域連携に関する検討を進めるとされているところであります。

最後になりますけれども、平成26年度からの特別交付税措置の拡充についてであります。定住自立圏の取り組みにおける財政措置として特別交付税措置があり、中心市には人口、面積等を勘案して4,000万円程度、連携市町には1,000万円程度を上限とされておりましたが、定住自立圏構想の一層の推進を図るため、平成26年度から財政措置の拡充が予定され、中心市には8,500万円程度を上限として対象経費の8割を措置し、連携市町には1,500万円を上限として措置されるものであり、中心市につきましては複眼型でありますので、人口案分にはなりますが、従来と比べ大幅な増額となるものと考えているところであります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から3点目の臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、まごころ商品券発行事業についてご答弁申し上げます。

初めに、臨時福祉給付金給付事業につきましては、本年4月より消費税率等の引き上げ

による1年半分の食糧費の増加分を参考に、低所得者に与える負担の影響に鑑み、低所得者に対して1人1万円を給付する国の事業であります。支給対象者は、平成26年1月1日を基準日として平成26年度の市民税が課税されていない者であります。市民税が課税されている者に扶養されている者及び生活保護の被保護者は対象となりません。

なお、支給対象者のうち老齢基礎年金等の年金受給者及び児童扶養手当等の受給者については、平成26年4月の年金の特例水準解消等に伴い、基礎年金の年金受給額がおおむね5,000円減少することを考慮し、1人につき5,000円が加算されます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましては、臨時福祉給付金と同様に消費税率等の引き上げに際し、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、中学生以下の対象児童1人につき1万円を給付する国の事業であります。支給対象者は、平成26年1月1日を基準日として平成26年1月分の児童手当の受給者となっております。

なお、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者は対象となりません。

次に、まごころ商品券発行事業につきましては、国の臨時福祉給付金の支給にあわせ砂川市独自の事業として物価の上昇、消費税率の引き上げ等の現状に鑑み、この影響を大きく受ける低所得者に対して1人3,000円分の商品券を交付し、生活支援策並びに市内の経済対策として実施するものであります。支給対象者は、臨時福祉給付金と同じであります。引き続き4月1日現在居住している市民に交付するものであります。また、商品券につきましてはプレミアム商品券発行事業を活用して実施するものであります。

なお、実施時期につきましては、各事業とも平成26年度の市民税の課税状況に基づき給付していくこととなりますので、可能な限り早く給付できるように体制を整えて実施してまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君（登壇） 私のほうから4点目の農地中間管理機構の具体的な内容についてご答弁申し上げます。

農地中間管理機構は、平成26年3月1日に施行されました農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積、集約化を進めるために、農地の中間的受け皿として創設される組織で、地域の分散、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合やリタイアしたいが、農地の受け手がすぐに見つからない場合に農地中間管理機構が農地を借り受け、貸付先が見つかるまでの間農地の管理を行うとともに、必要な場合には大区画化等の基盤整備等による条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることにより、地域の農地利用の最適化を図るものです。

初めに、知事が農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人または一般財団法人であって、農地中間管理事業を適正かつ確実

に行うことができると認められるものを、その申請により都道府県に1つに限り農地中間管理機構として指定いたします。指定を受けた農地中間管理機構は、当該事業の実施前に事業を重点的に実施する区域の基準、権利を取得する農用地等の基準、権利取得の方法、農用地利用配分計画の決定方法など農地中間管理事業の実施に必要な事項を定めた農地中間管理事業規程を定め、知事の認可を受け、公表いたします。また、機構が実施する業務の一部は市町村に委託され、市町村は地域における機構の窓口としての機能を担うこととなります。機構は、定期的に区域ごとに農用地の借り受けする希望者を募集し、募集に応募した者及びその応募の内容に関する情報を整理して公表し、その中から農地中間管理事業規程の定めるところにより適正な貸し付けの相手方を選定いたします。機構が行う農用地の貸し付けにつきましては、機構が農用地利用配分計画を定めて知事の認可を受け、知事が当該配分計画を公告することにより農用地の賃借権または使用貸借による権利が設定されます。また、機構は農用地利用配分計画を定めるに当たり、市町村に対し農用地利用配分計画案の提出を求めることができ、市町村は配分計画案の作成に当たり農業委員会の意見を聴取することとなります。

なお、貸付先の決定に当たっては、当該農用地等に隣接する担い手である借り受け希望者がいる場合の優先配慮や当該地域の人・農地プランの内容を考慮し、貸付先を決定することとなります。機構が借り受ける農用地については、荒廃農地など利用することが著しく困難な農用地は借り入れをせず、借り入れ後相当の期間を経過してもなお当該農用地の貸し付けを行うことができる見込みがないと認められる場合は、知事の承認を受け、賃貸借契約を解除することができます。

また、農地中間管理機構への農地集積を促進するための新たな施策として、機構集積協力金交付事業が創設されました。地域集落内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられた場合、その割合に応じて地域に交付金を交付する地域集積協力金交付事業、経営転換する農業者やリタイアする農業者が全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられた場合に貸付面積に応じ30万円から70万円の交付金を交付する経営転換協力金交付事業や、機構が借り受けた農地に隣接する農地を機構へ10年以上貸し付け、かつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられた場合に交付金が交付される耕作者集積協力金交付事業が創設されております。

以上が現時点でわかっております農地中間管理事業についての概要ですが、現在のところ北海道ではまだ農地中間管理機構の指定がされておらず、農地中間管理事業規程も公表されておられませんので、詳細な内容についてはまだわからない状況であります。今後3月中に農地中間管理機構の指定及び事業規程が公表され、4月、事業規程の説明会の実施、5月に市町村との業務委託契約に係る説明会を実施する予定とされているところであります。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 私から5点目及び6点目に関しご答弁申し上げます。

初めに、いじめ防止に関する教育委員会の取り組みについてご答弁申し上げます。いじめの問題につきましては、これまでもいじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得るという認識のもと、学校、家庭、地域が連携して早期発見、早期対応に努め、いじめは人間として絶対に許されないという倫理観や規範意識、社会性の育成を図るよう道徳教育を柱とした学校教育活動全体を通して児童生徒一人一人への指導を行うとともに、全ての教職員が日常の児童生徒理解に努め、いじめの事案が起こった場合には事実を隠蔽することなく、毅然とした態度をもって問題解決に当たるよう指導しているところであります。

教育委員会といたしましては、昨年9月28日施行のいじめ防止対策推進法に基づき、各学校における学校いじめ防止基本方針の策定と学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置について本年3月までに確実にを行い、平成26年度当初より機能させるとともに、各家庭や地域と連携した取り組みを進めるため、各学校が策定した基本方針等を広く発信するよう指導しているところであります。現在北海道においては、北海道いじめの防止等に関する条例の制定が予定されており、この条例を受け北海道教育委員会では北海道いじめ防止基本方針を本年7月にも策定するものと聞いております。教育委員会といたしましては、北海道の基本方針の内容についても十分に精査し、砂川市いじめ防止基本方針を策定し、本市におけるいじめ防止対策を明らかにしてまいりたいと考えております。

次に、6点目、平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査にかかわる砂川市の結果と今後の対策についてご答弁申し上げます。本調査につきましては、今年度は小学校5年生149名、中学校2年生147名の計296名の児童生徒を対象として実施されたところでありますが、結果といたしましては体力の合計点において小学5年生女子で全国及び全道平均をやや上回り、小学5年生男子と中学2年生男女で全国平均を下回ったものの、全道平均をやや上回ったところであります。しかしながら、種目別に分析を進めると、反復横跳びや20メートルシャトルラン、上体起こしといった敏捷性や持久力に関する能力が全国及び全道平均と比較してやや劣る結果となったところであります。また、質問紙調査では男女ともに運動が好き、体育の授業が楽しいと感じている児童生徒の割合が比較的高いものの、運動が得意と感じたり、体育の授業を通してコツやポイントを理解し、できるようになったと感じたりしている児童生徒の割合が全国及び全道平均よりやや低いという状況であり、授業を楽しいと感じてはいるものの、目的意識や課題意識を持って授業に取り組めていないという実態も明らかとなったところであります。

以上を踏まえ、今後の取り組みにつきましては、市内各校の分析結果をもとに成果と課題を明らかにし、各学校において学校全体で体力向上に取り組むための全体計画を見直し、整備するよう指導するとともに、一人一人の児童生徒が持てる力を十分に発揮することができるよう小学校5年生と中学校2年生以外の学年につきましても本調査に準じた種目について取り組みを進めるようあわせて学校を指導をしながら、児童生徒の体力、運動能力

の向上を図るための指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

まず、2014年の地方財政計画の特徴と中身であります。1つは先般の補正予算では緊急防災・減災事業の補正予算の内容が砂川市でも活用されておりますけれども、2014年度の地方財政計画の中では地域の元気創造事業費というのが大幅に組み込まれて、地域の活性化の成果とか行政の努力などを勘案しながら、この地域の元気づくり創造事業を進めていくということになっておりますけれども、まずその内容と砂川市としての活用ができるのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進という国の予算も組み込まれておまして、これらは結構活用ができるのではないかなというふうにも思うわけですが、この辺の内容と市の状況についてもお伺いをしたいなというふうに思っております。

それと、もう一つは、地方法人税がつくられるということにもなっているようですが、この経過についてももしわかればお伺いしたいのと、予防接種法に基づく定期接種へのワクチンの追加内容と財政措置もとられたようでありますので、その辺についてもお伺いをしたいというふうに思います。

次に、定住自立圏構想について市町村合併につながるものではないというふうなご答弁をいただきましたけれども、政府の第30次地方制度調査会の答申では定住自立圏構想を含む広域連携は、いわゆる道州制と市町村合併への狙いがあるのではないかなというふうに言われているのです。そこで、お伺いしたいのは、先ほど滝川市長のお話もいたしましたけれども、砂川市の消防の広域合併は北海道や国では示されているけれども、この地域では具体的には協議されていないということに理解してよろしいのですかと、南と中と北というふうに言われているのだけれども、砂川の消防と滝川の消防の合併は全然協議されていないというふうに理解していいのかどうかお伺いをいたします。

それから、もう一点は、この構想で非常に懸念されることは、結局議会が共生ビジョンをつくる前に一回決議をしてしまうと、あと住民も議会も全く及ばないところで、いわゆる首長間の話し合いで進んでいくと。これは、地方自治制度への根幹を揺るがしかねない中身ではないのかというふうに言われているのです。ここに大きな欠陥があるというふうにも言われておりますが、先般の説明によると6月議会でも我々が議決をしてしまうと、あとはもう議会が全然関知することができないで首長間の話し合いでみんな進んでいくというふうに言われていて、ましてや滝川市長のように市町村圏組合の議会もなくしてしまおうということになれば、我々は議会が参加する道というのも全くなってしまうのではないのかなというふうに思いますので、この辺の懸念事項がありますので、お伺いしておきたいというふうに思います。



3つ目には、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金、まごころ商品券の具体的な中身なのですが、これは1つは結局児童生徒の場合は所得制限があるのかないのか、まず。子育て世帯臨時特例給付金の場合は、所得制限があるのかどうかということと、それから臨時福祉給付金の場合もそうですし、子育て世帯臨時特例給付金の場合もそうなのですが、生活保護世帯が対象外だと。それから、児童でいえば1月分の児童手当の申請がおくれて支給できなかった世帯も対象外だとされておりまして、国のほうは児童のほうも1月1日以前に生まれた方、1月2日以降に生まれた方は対象外だというふうに言っているのです。それから、臨時給付金のほうはまごころ商品券と重なるわけでありまして、こちら先ほど言いましたように4月1日現在砂川市内に住んでおられる方に支給されるのだと説明がありましたのですが、それはそうなのですか。1月1日でなくて4月1日なのか、ちょっとその辺がわかりませんので、具体的にお伺いしたいなというふうに思います。

それから、このお金の支給方法ですが、本人の申請に基づいて申請される予定になっておりますが、これは当然銀行振り込みになるのだろうというふうに思うのですが、商品券は銀行振り込みにはならないわけなので、どんなふうに支給になるのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

それから、大きな4点目の農地中間管理機構について詳しく経済部長から説明をいただきまして、まだ詳細は決まっていないということであるのですが、非常に懸念されることがあるので、ちょっとお伺いしたいのですが、1つは農地中間管理機構の農地貸し付けに当たっては公募を義務づけていると。ですから、地域の農業者と農外の参入企業などで公平な扱いを求めて競争力のある企業経営が農家に参入できるようにするために公募を位置づけているというふうになっているので、先ほど経済部長は地域の担い手に農地が行くのだというのですけれども、必ずしもそうなるのかならないのかという点がありますので、この点ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、先ほども説明がありましたけれども、農地の借り受け対象から耕作放棄地などの条件の悪い農地が除外されたということなのですね。当初の案ではそうでなくて、耕作放棄地もなくすためにそれを活用する方向があったのですが、しかし今耕作放棄地が増大しているときに優良農地を希望する企業に農地を貸し出すために、中間機構は例えば基盤整備を、条件整備をすると。例えば今水田1枚4町歩、というのは4ヘクタール、1枚の田んぼにするとかという、砂川ではないので……砂川でもあるのかな、工事が行われておりますけれども、結局優良農地を希望する企業に差し出す役割が果たされるのでないかと。いわゆる耕作放棄地は一層ふえていくということが懸念されます。

そして、もう一つ心配なのは、さっき経済部長の説明もありましたように、もし私が農家を離農して貸し出して、そして10年間借り手がいなかったら私に戻すというのでしよう。年にとって農家ができないから貸し出すのだけれども、それで戻してしまうということ

では、そのときは例えば80歳で貸したら10年間で90歳になってから戻してもらったってどうにもならないわけですし、そういうような懸念もあるのでないかなと。

それから、もう一つは、政府や北海道の方針が優先されて、農地に関する権限が特に農業委員会や市町村から奪われていくというか、権限が少なくなっていくということが起こるのではないかなという懸念があります。しかし、本当に地域の農地の実態や農業の実態をよく知っているのは農業委員会の皆さん方ですし、農業委員会は非常に大事な役割を果たしているというふうに思いますので、ここはやっぱり本当にしっかりと農業委員会の意見を反映させることが大事だと思いますが、ところがこの機構の状況でいうとそういう農業委員会の意見を反映する保障はされていないような気がしますので、その辺についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、5点目のいじめ問題については、先ほど説明をいただきましたように砂川市いじめ防止基本方針をつくって、これからしていくのだということなのですが、いじめ防止条例の制定については考えておられないのかどうなのか。今結局、国のいじめ防止推進法の施行を受けて北海道でもいじめ防止に関する条例が制定され、また近隣の市町村でもそれぞれの市町村のいじめ条例がいろいろ多くの皆さんの意見を聞きながら検討されていて、これはちょうどいい機会で、条例つくる場合にはすぐただ文章つくればいいわけではなくて、多くの方々の意見を聞いてさまざまな形で検討されていくということがあるので、このいじめ防止基本方針については本当に多くの方々の意見を聞かれてつくられるのかどうなのか。条例制定となれば多くの方々の意見を聞かなければならないし、もう相当議論が深まってさまざまな意見が出されることもあるのですが、今いじめ問題は非常に難しい問題も抱えておまして、やっぱり多くの方々の意見を聞いて防止をさせたい。次長が言われましたように、絶対これはあってはならないことなのですが、しかし実際にはそうではなくて、今全国的にも拡大の傾向にあることは非常に残念なことなのですが、その対策をしっかりとっていくことが必要だと思いますので、いじめ防止条例の制定は考えていないのかお伺いします。

それから、最後の全国体力・運動能力、運動習慣等調査についてでありますけれども、これは砂川の結果も出されておりますが、特に北海道が全体的には深刻な事態でして、やはり子供の体力づくりが非常に重要な課題になっているのだろうと。ですから、もちろん学力も大事なのですが、あわせてやっぱり体力づくりはしっかりしていくことが大事なので、例えば砂川市では今あいさつ運動を一生懸命推進して、これも大変いいことではありますけれども、あわせてもっと、例えば歩け歩け運動とか、いろんなそういう学校、父兄、地域ぐるみで子供たちを育てていく、体力をつくっていく、そういう取り組みを進めていくお考えはないかお伺いをいたします。

以上で2回目といたします。

○議長 東 英男君 土田政己議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

土田政己議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) それでは、私のほうから2点ほど、まず1点目、市町村圏組合をなくすような話ということがございましたけれども、理事会の中でそういう話をされたことはございませんし、当面そのまま継続してやっていくということになっております。

それと、滝川と砂川の消防の話ですけれども、新聞にも載ってございましたけれども、恐らく前田市長は一般論として広域行政は将来は一緒にという意味で言われたのだらうと思います。私とは話したことはございません。協議もしておりませんし、一言言うならば広域行政というか、消防組合というのはやっぱり中の連携というのがきちんととれていないとだめだと。一つの自治体ですから、消防組合というのは。ですから、私の持論としては消防団の報酬なり職員の給与が統一されてちゃんと人事管理が一つでできないと、ああいう緊急に対応する職場はまずいのだらうという基本的な考えを持っておりますので、そういうところは1市2町のところは全部統一して円滑にしているというのがございますので、そういうところが条件統一されないうちにただ数だけ集めても一つの自治体と言えるのかという基本的な考えを持っていますので、今そういう考えは私は全然持っておりません。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 2014年度の地方財政計画の主な内容といたしまして5点ほどございました。

初めに、緊急防災・減災事業につきましては、地方公共団体が引き続き防災・減災事業に取り組めるよう緊急防災・減災事業債による措置が継続をされておりまして、今年度砂川市といたしましても広域消防組合において消防、救急デジタル無線施設の整備にこちらを活用するものでございます。

続きまして、地域の元気創造事業につきましては、普通交付税において各地方公共団体が経済活性化に取り組むための財源といたしまして、行政改革努力、経済活性化の成果に応じて配分されるものであります。額の算定につきましては、行政改革努力の指標といたしまして職員の削減率、ラスパイレス指数、地方債残高削減率などがあり、地域経済活性化の指標といたしましては農業産出額、製造品出荷額、若年者就業率、従業者数、転入者人口割合、人口比率などがあり、全国的かつ客観的にデータを用いて算定されるというふうにされておりまして、市町村分は全体で2,625億円程度確保されるとなっております。

ころでございます。

続きまして、3点目にございました公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進につきましては、公共施設等の更新時期に対応するため、公共施設等の現況及び将来見通し、公共施設等総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた公共施設等総合管理計画の策定が要請されたところであります。この計画の策定に要する経費につきましては、特別交付税により措置するとともに、この計画に基づきまして公共施設等の除却等を行った場合につきましては地方債の特例措置を設けるとしたところでございます。

続きまして、地方法人税につきましては、今般の地方消費税の引き上げに伴い、地域間の税源の偏在性を是正し、地方交付税の不交付団体と交付団体との財政力格差を是正するために法人市民税の税率を引き下げまして、その引き下げ分を地方法人税として国税化し、全額を交付税特別会計に繰り入れまして、地方交付税の原資とするものでありまして、本年10月から始まる事業年度について改正されるものでございます。

最後になりますけれども、予防接種法に基づきます定期接種へのワクチンの追加につきましては、厚生労働省が水痘、いわゆる水ぼうそう及び成人用肺炎球菌の2つのワクチンを定期接種化の対象と追加をしたところでございます。接種開始を平成26年10月に予定しているものでありまして、これらに対する財源措置として普通交付税により措置されるものでございます。

続きまして、2点目の定住自立圏構想の関連になります。定住自立圏構想が合併につながるのではないかというところの確認だったかと思っておりますけれども、今国のほうで行っております第30次の地方制度調査会等におきましては、基礎自治体のあり方等も検討がなされておるところでございます。その中では、やはり人口減少、少子高齢化に対応するためには広域連携が必要だというふうに言われております。その中の中心となるのが定住自立圏構想というふうに位置づけておりまして、定住自立圏構想が中心となりますけれども、その中でもなかなか対応できない部分につきましてはそのほかの広域連携のいろんな制度ということで、地方自治法上の事務の共同処理なんかについても制度化しながら対応すべきというふうにも言われておりまして、また小さな小規模の市町村で事務が対応できない場合につきましては都道府県の垂直補完の制度も投入すべきというふうに答申等もなされているところでございます。

また、一方、道州制というお話もございました。道州制につきましては、自民党の道州制推進本部のほうで道州制の議論が行われておりまして、こちらについては法案の提出等も予定されているというふうにも聞いておりますけれども、これに対しまして地方六団体等にはそちらの自民党の道州制推進本部から骨子案等も説明されているところでございますけれども、特に市長会、町村会など小規模の公共団体を抱えている団体につきましては、道州制ということで、道州制の下に基礎自治体がということになりますので、基礎自治体がかかなり大きなものでなければそれらの対応がとれないのではないかと、そのためには市町

村合併がまたさらに行われるのではないかという、それらの懸念もございまして、市長会、町村会ともそちらについては現在反対の姿勢を示しておりまして、なかなかその点につきましては議論が進まないという状況になっているところでございますので、総務省等の考え方といたしましては、やはり広域連合というふうには訴えておりますけれども、また一方の考え方として道州制があるということでございます。それらの推移を見守らなければ判断がつかないとは思いますが、基本的には平成の大合併につきましては住民の理解を得られていない部分がございますので、今後も合併が進むということは、道州制の部分につきましては考えられるかもしれないですけれども、道州制の考え方を抜いた場合につきましては、なかなか市町村合併という考え方は今後も進んではいけないのかなというふうに考えているところでもございます。

続きまして、定住自立圏構想の関係で、議会あるいは住民のかかわりがなかなか今後とれなくなる、関与が薄くなるのではないかとということでございました。協定の議決につきましては、現在6月に協定の議決をいただくような予定で事務作業を進めているところでございます。この協定内容に基づきまして共生ビジョンを作成するという考え方でございます。共生ビジョンの作成につきましては、共生ビジョンの懇談会という住民の参加を求めた懇談会を設置する予定をしておりますので、住民の皆様にはその中で共生ビジョンに対する意見等も求めていくものでもありますし、議会とのかかわりという部分につきましては、協定の変更等もあった場合につきましては再度議会の議決を得るという形にもなっておりますので、その点の関与という形になるのかなというふうにも思っているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから臨時福祉給付金等に関して4点ほどご質問がありましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目の児童生徒に対する所得制限があるのかということでございますが、これは臨時福祉給付金は先ほどご説明申し上げましたとおり、本人あるいは扶養義務者が市民税非課税ということになりますので、ここは課税された場合には次の子育てのほうの特例給付金のほうに移っていくと。この特例給付金のほうは、児童手当をもらっていれば該当しますということになりますので、この児童手当をもらう上においては所得制限というのはございます。これは、扶養義務者の数によってそれぞれ異なりますけれども、まず一般的に扶養親族等が3人の場合どれぐらいかということになりますと、これは所得で736万円、収入の場合はおおむね目安ということになりますけれども、約960万円、ここが限度額になりますので、それ以下の方については児童手当の該当になりますから、児童手当に該当すれば子育ての特例給付金の該当になるということでございます。

それから、2点目の生活保護世帯、こちらのほうが対象外になっているということのご質問でございますが、こちらのほうは生活保護制度のほうで消費税分を対応するというこ

とで、この4月からは生活扶助の基準を2.9%ほど上げて消費増税に対応するという  
こととでございますので、今回の給付金からは該当しないということになってござい  
ます。

それから、お子さんの、先ほど26年1月1日基準日としていますが、1月2日  
生まれはどうだというお話だったかと思いますが、基準日は国のほうで1月1日とい  
うことと設定をしていますので、1月2日以降生まれの方は該当しないということに  
なります。ただ、1月1日であっても12月末であってもきちんとした手続をとれば  
児童手当ももらえますし、そうしますとこの子育ての特例給付金ももらえるとい  
うことになってござい  
ます。

それから、3点目のまごころ商品券、これは本年4月1日、砂川市民ということで  
先ほど説明をさせていただきました。基準日は平成26年1月1日で変わりません。た  
だ、臨時福祉給付金の場合は全国どこに行ってもいただけるということになります  
ので、今回まごころ商品券は砂川市民の生活支援と、それから経済対策というこ  
とにさせていただきますので、3月末までに転出をされた方は非該当というこ  
とで、4月1日現在市民で居住されている方を対象にさせていただきますので、ご  
理解を賜りたいというふう  
に思います。

それから、4点目のまごころ商品券の支給方法ということでござい  
ますが、こちらのほうは申請相整いましたら、現物でそこでお渡しをする場合と、  
それからこちらのほうで審査をしてその場でお渡しできない方については簡易書留  
ということになるかと思  
いますけれども、郵送で送るとい  
う形になりますので、現物あるいは郵送という支給方法を考  
えてお  
ります。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 佐藤 進君 農地中間管理機構の関係で3点ほどご質問を  
いただきました。

まず1点目に、農地の受け手を公募により決めると企業などが参入し、担  
い手の優先配慮はどうなるのかというご質問でございました。今回の農地  
中間管理事業の推進に関する法律、この法律の中で機構は定期的に農  
用地の借り受けを希望する者を募集するということになってお  
りますし、また貸付先の決定、これに当たりましては市町村が農地  
利用配分計画、これ農業委員会の意見を聴取する計画ですが、これ  
を市町村に求めることができると、そういう規定になってお  
ります。また、機構側で農地中間管理事業の実施に関する規  
程というのを今後つくっていくことになり  
ますけれども、実は農水省のほうで規  
程例というのをつくって  
お  
ります。その中で隣接する担  
い手の優先配慮あるいは地  
域の人・農地プランを考  
慮しとい  
うことがうたわ  
れており、それら  
を踏まえてこの規  
程は知事が認  
可するとい  
うことになり  
ますので、ご理  
解を賜りたい  
と思  
っています。

次に、耕作放棄地の関係でござい  
ます。議員ご指摘のとおり、当初は耕作放棄地、再生  
不能と判断されている遊休農地なども、これらについても借り受けとい  
うお話も聞いて  
いたところ  
でござい  
ます。恐らくその  
後国の財政上の  
問題、借り受け  
を機構側で  
いたし  
ます

と管理費という部分もかかってきます。そういう関係もあったのではないかとはいえますけれども、現在再生不能と判定されている遊休農地については借り受けは行わないということになっているところでございます。

また、10年たった問題、ご指摘もございました。この10年というのは、経営転換協力金交付事業、この中で10年以上の貸し付けということがうたわれております。しいて、10年以上の貸し付けということでございますので、特に10年ではなくて15年とか、そういうことも可能ではないかなとは思いますが、ただ受け手の問題がございますので、機構としてその辺何年でという部分はあろうと思います。ただ、もし10年で契約して10年たったとして、その時点で再貸し付けは可能でございます。ただ、そのときに受け手ということで今まで借りていた受け手になるのか、あるいは新たな受け手になるのかということにはございますけれども、いずれにしても再貸し付けは可能となるところでございます。

最後に、地域の実態を把握している農業委員会の役割の関係でございます。今ほどもご説明させていただきましたが、市町村が農地利用配分計画案、これを作成するに当たっては法律の中でも農業委員会からの意見を聴取することができる。この場合、法律上は必要があると認められる場合はということになっておりますけれども、意見を聴取することができるということになっておりますし、また機構の窓口業務や農地の出し手の掘り起こし、あるいは出し手と受け手などの交渉、これらについて機構の業務が市町村に委託される予定となっております。その委託業務の一部を農業委員会に事務委任することによりまして市と農業委員会が連携し、この事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず初めに、いじめに関する条例の制定についてであります。市教委といたしましてはいじめ防止対策推進法の制定、施行を受けまして、各学校における対応を進めているところであり、また、法の要請するところである砂川市としてのいじめ防止基本方針について道の方針も勘案しながら策定しようとしているところであり、砂川市として現時点では条例の制定を視野には入れていないところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子供たちの体力づくりを進める具体的な取り組みについてであります。子供たちの体力づくりにつきましては先ほどご答弁申し上げました各学校における取り組みのほか、平成26年度におきまして砂川市スポーツ推進計画を策定する予定であることから、この計画の中でどのような施策、事業が可能か検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、最後の質疑をさせていただきます。

地方財政計画についてはわかりました。

それで、定住自立圏構想について市長からお話を伺いまして、市町村合併もないし、消防の広域もないということも確認ができましたので、1つだけ総務部長から答弁がありましたけれども、先ほど私も住民も議会も及ばないと、6月の議会で議決するとその後は及ばないと言いましたが、共生ビジョンをつくるときには市民の意見も代表の方々の意見も入るようでありますけれども、その後国からの特別交付税が入ってきて、中心地に投資が集中するということになりかねないと国も心配をしているのです。そうすると、近隣市町の理解や合意が得にくくなるというような状況もありますので、近隣市町の住民はみずからの住む市町村で異なる自治体からのサービスを受けることになるという問題が発生するというふうに言われていて、これをなくするために、中心市による民主的コントロールが課題であるとして、いわゆるその担保として中心市の首長と周辺的首長による定期的な協議の場を設けることが義務づけられたのですね、今回きつと。しかし、いわゆる首長同士の話で決まってしまうわけですから、やっぱり住民の皆さんや議会の意見が反映しにくくなる心配があるのではないかなというふうにも思っておりますので、その辺はこれからしっかりと協議を進めていっていただきたいなというふうに思います。

そこで、これ最後にお伺いしたいのは、特別交付税の措置がされますが、先ほど中心市には約8,500万程度と言われましたが、砂川市の交付税の配分予定額といいますか、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、大きな3点目の子育て世帯臨時特例給付金あるいは臨時給付金、まごころ商品券などについてでありますけれども、申請についてちょっとお伺いしたいのですが、これは本人が申請することが基本になっておりますが、入院や施設入所または高齢者、障害者の世帯で本人が申請に来れない場合、代理申請が可能なのかどうかです。

それから、先ほどまごころ商品券はお話がなかったのですが、国からの1万円は口座でされるのかどうか、入金現金支給でなくて口座支給になるのではないと思われるのですけれども、その辺ももう一度確認と、それで商品券は手渡しするという今のお話ですよ、3,000円の商品券については、できない場合は、必要によっては郵送をするということなのですが、代理申請の場合、この辺のことがどんなふうに、代理申請がまず可能なのかどうか、もし可能であれば代理申請の方も商品券はそこでいただけるのかどうか、その辺についてお伺いします。

それから、農地中間管理機構についてはわかりました。これからまだ具体的なことが議論されるというふうに思いますが、今国のほうでも農業委員会の改革とか、農協改革とかいろんな議論がされておりますけれども、私はやっぱり農業委員会の果たす役割は非常に大事な任務を持っているのではないかなというふうに思いますので、農地の件に関しては砂川市の農業委員会の皆さんの意見をよく聞いて、そして市で具体的に対応していただきたいなというふうに思います。



最後に、教育委員会のほうでいじめの関係では当面は条例制定するお考えはないということなのですが、私もどうしても条例つくれということではないのですけれども、しかし今大事なことは市民ぐるみでいろんな人の意見から検討しないと、ただ学校単位だけで基本計画つくったりするだけではもうできないのではないかと。まさに教育長が言われたように、学校、地域、家庭、全部ぐるみでこの運動を展開していかなければいけないのではないかとこのように思うので、もし条例の制定をするお考えがないのであればシンポジウムなど、そんなことで広く専門家の意見や皆さんの意見を聞く、そういうことなどのお考えはないのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

それから、全国体力テストの結果については、今年度スポーツ推進計画をつくっていくということでもありますけれども、その中でスポーツ推進委員の方もいらっしゃるし、あるいは体育協会の方々もいらっしゃるの、そういう人たちの協力も得ながら、やっぱり子供の体力をどうやって強化していくかということは非常に大事な課題でありますので、ぜひこの点でもそういう方々の力を得ていただきたいと思いますので、そういうようなお考えをお伺いして、質疑を終わります。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 定住自立圏構想の財源措置ということで、特別交付税措置になります。去年答弁でもお話をさせていただきましたとおり、8,500万程度というふうにされております。従来も4,000万程度とされておりましたけれども、こちらにつきましては人口あるいは構成団体等を算定の基礎として計算する形になっておりますので、実際は4,000万の部分につきましては4,900万程度ということで現在試算をしていたところでございます。8,500万に変わった場合に、この計算方法がどのような形になるのかというのはまだ明確な部分はありませんけれども、基本的には人口案分を行うということになっておりますので、4,900万の場合につきましても約1,500万程度というふうに推計をしていたところでございますので、今回8,500万円の中で考えていきますと大体人口が30%ですので、約2,500万程度になるのかなというふうにも思っております。ですので、1,000万程度は今回の財源措置の拡充によって砂川市の中心市としての財源措置がなされるものと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、代理申請の関係でお答えをさせていただきたいと思いますが、まず今国のほうで示されている基準でいきますと代理申請は可能ということになってございます。これは、同一世帯の扶養義務者ですとか、あるいは施設を管理する方、あるいは日常的にその方のお世話をしているという、この辺のものが確認されればということになっておりますけれども、ここの細かい内容についてはこれから順繰り精査をさせていただいて、基本的には商品券、まごころ商品券をお渡しする基準と同じような考え方に立とうとは思いますが、いずれにしても代理申請の関係については可能ではあり

ますけれども、詳細はもう少し詰めさせていただいて、対応をしたいと思います。

それから、給付金につきましては口座振り込みということで予定をさせていただいております。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) いじめ防止の関係での条例のご質問でございまして、ご承知かと思えますけれども、現在の状況なのでありますが、地方公共団体ということで都道府県レベルで今条例の制定を考えているところ、それは現在開催中であります道議会、北海道と千葉県でというような状況で、今のところこの2公共団体でもって条例化に向けて今作業を進めていると。審議をしているという状況であります。また、道内の状況でありますけれども、渡島管内の知内町が先駆けて平成25年の7月から条例を制定しておりますし、もう一カ所はご承知のとおりお隣の滝川市で、この3月定例市議会で滝川市の防止条例の制定に向けて今審議をしているという状況でありまして、ご答弁申し上げました、当面砂川市としてはまずはやはり基本指針、これをしっかり取り組むということで考えております。

また、議員おっしゃいました例えばシンポジウムの取り組みだとか、そういった取り組みで、市挙げて、市民挙げてそういった防止に取り組むということも必要でないかと。もちろんそう考えております。市の中で当然地方公共団体、砂川市が取り組むべき施策というの方向性を示していかなければならない状況なので、より効果的な事業、そういったものも十分検討してまいりたいというふうに思っております。

また、子供の体力の関係でありますけれども、体力につきましてはご承知のとおり健康の保持増進だけでなく子供たちの意欲だとか気力、そういったものに当然かかわる重要な要素だというふうに考えていまして、しっかりとやっぱり子供たちに体力を身につけさせる、そういう意味では各学校でそれぞれ取り組んでおりますし、もちろんPTA、そしてご家庭のそういった生活習慣を含めた協力も必要かと思えますけれども、いずれにいたしましてもスポーツ推進計画、その中でも各団体から子供たちの体力向上に向けて地域として、団体としてどういう取り組みが効果的なのか、十分検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 (登壇) それでは、市長の市政執行方針について、私は2点お伺いをしたいと思います。

市長も執行方針の中でスマートインターチェンジの整備について、いよいよ長年の懸案事項でありましたけれども、本年整備をされるということで、平成27年度の供用開始に向けて接続する市道の整備事業を開始し、また今後は施設の利用促進と地域の活性化に向けた取り組みが必要になりますということです。この点についての施策についてお伺いしたいと思います。

それから2点目に、砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定についてですが、これにつきましても市長のほうから平成27年度からの新制度についてのお話がありましたので、この点についての内容についてお伺いします。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 1点目のスマートインターチェンジの供用開始に向けた取り組みにつきましてご答弁をさせていただきます。

スマートインターチェンジにつきましては、昨年6月に連結許可をいただき、平成26年度に市道の工事を開始し、平成27年度の供用開始を予定しているところでございます。このスマートインターチェンジは、高速道路利用者の利便性の向上、救急医療の支援、地域産業の活性化、観光の振興と大きく4点を整備効果として挙げて設置に向けて取り組んできたところであります。道央自動車道の通行台数の少なさが設置に向けた動きの中で大きな課題でありましたので、供用開始に向けた利用促進の取り組みとして、まずスマートインターチェンジの周知を図るPR活動が非常に重要なことと捉えておりますので、東日本高速道路株式会社、いわゆるネクスコ東日本などとの関係者と連携して効果的なPR活動の検討を進めていきたいと考えております。

また、地域の活性化に向けた取り組みにつきましては、経済部の取り組みとして既に中心市街地活性化協議会において検討がなされ、平成26年度の取り組みとしてハイウェイ・オアシス館に中心市街地のPRコーナーを設置する予定となっておりますが、中心市街地への誘導はもとよりスマートインターチェンジ周辺に立地する企業などもスマートインターチェンジを活用した誘客策などについて協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から2点目の砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定内容についてご答弁申し上げます。

砂川市子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成24年に制定された子ども・子育て支援法により平成26年度で終了する現行の砂川市次世代育成支援地域行動計画にかわり、平成27年度から31年度までの5カ年を計画期間とした子ども・子育て支援事業計画の策定が市町村に義務づけられたところであります。このことから、本市では昨年12月に子供の保護者、子育て支援に関する当事者など市民10名の参画をいただき、砂川市子ども・子育て会議を設置し、計画づくりをスタートさせたところであります。計画の策定内容につきましては、国が示す基本指針に則して策定することとなっておりますが、現在は国の基本指針が確定前のために、昨年8月に示された基本指針のおおむねの案に沿って進めているところであり、その中で示されている計画の記載事項では基本的記載事項として「教育・保育提供区域の設定」、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体

制の確保の内容及びその実施時期」、「地域子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期」、「幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容」などを記載することとなっております。また、任意記載事項では「産後休業、育児休業明けの円滑な保育施設等の利用の確保」、「都道府県が行う施策との連携」、「労働者の職業生活と家庭生活との両立に関すること」などとなっております。

なお、計画の策定に当たりましては、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で策定していくことが求められていることから、平成25年度の策定業務として本年1月7日から20日までの期間において子育て世代の家庭を対象にアンケート調査を実施したところであり、平成26年度におきましては砂川市子ども・子育て会議においてこのアンケート結果を参考にしながら、5回程度審議を重ね、計画を策定することとしております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、スマートインターチェンジについてなのですが、昨年は新聞報道もいろいろされまして、例えば商工会議所の会頭の話の中でも、市内だけでなく歌志内のかもい岳スキー場だとか、そういう周辺の活性化にも非常に期待ができるということ、またスイートロードの関係でもまちなかへの集客も見込めるという話もありますし、市長のほうからも病院の3次救急医療機関という部分で空知管外からも多くの患者さんが来られるという部分で非常に充実した医療の点でもということ載っております。そんな部分で2回目の質問としましては、アピールという話も今部長のほうからもありましたけれども、アピールも含めて周辺の施設、活性化プラザもありますし、それから自然の家、子どもの国もありますし、そういった周辺を十分にアピールしていかなければならないと思うのですが、特にいろいろ話ありますけれども、今やっている例えば冬のフェスティバルをそちらに持ってきたらどうかというような話も子どもの国の職員の方の中からも話を聞いておりますし、またそういう部分では道の改革に入っているという自然の家のこともありますし、ぜひそういう部分でまた活性化していかなければならないかなというふうにも思います。そういった意味で具体的に今後アピールの場を設けたということなのですが、そういった会議の中身、例えばこれはどういうメンバーというか、市内外に今言ったようにやっぱりいろんな意見を聞いていかなければならないというふうにするのですが、その辺のところの内容についてお伺いしたいと思いますし、商工会議所等との他団体との話し合いというのを当然商工会議所でもいろいろ知恵を出して考えていると思うのですが、その辺のところの連携はどのようになっているのか、まずその点についてお伺いします。

それから、子ども・子育て支援のほうですけれども、今いろいろ説明ありましたけれども、他の議員からも出ている話なのですが、国のほうは2015年4月からの本格施行を目指して準備していく中で、地方自治体に対して2014年の夏ぐらいまでには地

域型保育給付にかかわる諸事業の認可基準等の条例化を終えるように要請しているというふうに私も捉えているのですけれども、その辺の条例制定についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君（登壇） それでは、私のほうからスマートインターチェンジに関しましてどのようなメンバーで、どのような内容でお話があったのかということと、会社との関係はどうなっているかというようなご質問がありましたので、中心市街地の活性化基本計画の協議会を担当している立場でお話をさせていただきます。

中心市街地の活性化協議会の役割というのが市内にある集客施設もしくは市内に集客の可能性のある出来事に対しまして、その集客をどのように中心市街地に持ってきて回遊につなげて、かつ商店街の活性化につなげるか、そういうところを協議する内容の会議になっております。経緯申し上げますと、平成25年6月26日の第6回の協議会におきまして、これは報告事項としてスマートインターチェンジが今こういう進捗状況ですよということを報告させていただきました。市のほうで粛々と進めていることなので、これは報告で終わりましたが、その後25年の10月24日の第7回でグループディスカッションという形で、このスマートインターチェンジが開通したときにどのようにそこを通るお客様を市内に誘導するか、かつ中心市街地に誘導するか、そういうアイデアを出し合ったのです。その中から出たアイデアがインターチェンジが開いてからPRするのでは遅いのではないですかと。そもそも子どもの国のところにある活性化プラザですか、あそこではもともと砂川市のPRをすべきだったところをなかなかちょっと規制があってできなかったのです。このインターチェンジを開くことをきっかけにして、事前にもう今からPRをさせてもらうような手法でアタックしていきましょと、そういうアイデアが出たのです。そこで、担当のほうで動きまして活性化プラザのほうのご了解をいただきまして、ハイウェイオアシス館の西側ですか、西側玄関のところちょうど郵政コーナーありますか、あそこの向かい側でブースを設けて、砂川市の中心市街地の魅力、SUBACOのようなことをちょっと想定してください。中心市街地の魅力ですとか、全体の観光のPRをしましょという話になりました。中活協議会の中のメンバーの中に商工会議所さんも入っております。中活協議会のトップが会議所の会頭さんということで、事務方も皆さん参加しておりますので、そこで会長さんの意見もいただきながらというような方向になっておりますことと、それから担当レベルのほうで子どもの国のスタッフですとか、それから活性化プラザのほうのスタッフともいろいろな協議をしているというところでございます。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 アピールの方法等についてのお話がありました。今回のスマ

ートインターチェンジにつきましては、道内2カ所目の施設ということでもありますので、スマートインターチェンジなるものの市民の皆様の理解もなかなか難しいと思いますので、まずは早目にその点の周知も図っていききたいというふうに思っております。普通のインターチェンジとは違いまして、ETC専用のインターチェンジという形になりますので、それらの周知を図りながら利用促進につなげていきたいと思っておりますし、また今回の設置に関しましては近隣の歌志内市さんの協力も得ながら、かもい岳との連絡等のことも考えながら、今回設置に向けた動きの中でも協力いただきましたけれども、また引き続き歌志内市さんに限らずほかの近隣市町で利便性高まる場所もございまして、そのような団体とも協議をした中、1回目の答弁でもお話しさせていただきましたけれども、何せ利用台数が少ないというのが設置に向けた一番のネックとなっていた部分でございまして、それらについてはやはり利用していただかなければ困るということもネクスコ等からも言われている部分でございまして、いかに利用していただけるのかを考えながら協議等を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうから地域型保険給付に係る事業の条例化というご質問でございまして。

まず、この条例化につきましては、子ども・子育て支援法の中で地域型の保育事業基準、これを定めなさいということにはなっております。ただ、砂川市の場合におきましては平成26年度の予定ではございましてけれども、保育所240人の定員に対して210名と。それから、砂川天使幼稚園、これは3月14日、今現在の数でございましてけれども、190人の定員に対して152名の児童ということで、定員を大きく割れているという状況でございまして。この地域型保育給付につきましては、例えば認可基準として1人から5人までの家庭的保育、それから6人から19人までの小規模保育、それから事業所内の保育という、これが必要な場合に基準を定めなさいということになっておりますので、こちらのほうの必要性につきましては今後子ども・子育て会議で十分に議論をさせていただいて、必要に応じてこの条例制定については検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、3回目の質問なのですが、今審議監と総務部長のほうからお話ありまして大体わかりました。

それで、特にやはりアピールという部分では目に見える部分、こういう会議をしていく中で例えばハイウェイオアシス館に垂れ幕を下げるとか、そういった目に見えた部分というようなことは考えていくのかということをお聞きしたいと思うのです。結構私も滝川の人とかいろんな企業の人、砂川の企業の人でもそうなのですが、聞きますと、非常に好評というか、赤平のほうに向かっていかなくて、札幌に行くのでも今度スムーズに行け

るという部分とか、そういう意見もいただいておりますし、結構自動車関係の社員の方とかは札幌から通っている部分もあるので、それは非常にいいという話も聞いておりますので、ぜひそういったところをメリットとしていただきたいと思いますというふうに思っています。

それで、活性化プラザのほうにはプレールームもできたということで、今少しずつ好評になっているということなのですが、その辺もいろんな、例えば遊具をもっと入れてすとか、本当にインターでここに呼べるというような、そういった部分も何か入れていただければなというふうに思っております。そういうことも含めて市長のほうからも最後一応ご意見をお聞きしたいのですけれども、市長は子どもの国の副理事長という部分もありますので、ぜひ今自然の家の道の改革も入っておりますし、何とかやっぱりここを活性化して、本当に一番使われている、そういう部分もこれにつなげていけるような部分にしていきたいと思うのですけれども、市長のほうからもその見解をちょっとお聞きしたいなというふうに思っております。

それから、子育て会議のところでは、今部長のほうから1回目の質問で次世代育成対策推進の部分は前期と後期で5年ずつ10年間行われて26年度で終わるという部分なのですけれども、国のほうとしては始まった時点では、よければまた延長できれば検討して延長するという部分も出ているのですけれども、それは国の話なのですけれども、その辺の市のほうとして今後計画していく上で、この子育て、次世代の今までのやった部分も生かしていくのか、踏襲していくのかという。全くそうでなくて今ニーズ調査している中でいくのかという部分、そういった部分をちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) スマートインターチェンジの関係でございますけれども、ちょっと気合いを入れまして、自然の家という話もございまして、それはまたいろいろと別な問題がございまして、ただそこが使われるように、砂川市は要するにそう簡単に道に廃止はさせないぞと。そういう意味でいろんな使われ方をするようにということは今いろいろ考えてやっているところなのですけれども、いわゆる北海道のほうから子どもの国、冬場閉鎖しているのは道内2カ所しかない。そこを何とか活用して、冬場でも子供が来れるようにしたいということで、実験的に昨年からですか、冬場開いております、大きな滑り台をつくったりと、いろんなことを今後市とも協議しながらもっと活用して、冬場も人が来るようにしていきたいというのがございますので、それら来年度に向けてまたいろんな仕掛けをしながらやっていきたいなと。その一環の中には、先ほど辻議員さんも言われたもの、これ民間がやっているの行政のほうからこうだというのはなかなかないでしょうけれども、それらも踏まえながら検討して、あそこに来た人がここはいいところだねと、ここおりてみようかとなるような方策はどんどん私もいろいろ地域の中で意見を聞

きながら考えていきたいものだなというふうに思っております。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 垂れ幕の設置とのお話もありました。供用開始に向けてアピールすることが非常に重要だというふうにも聞いておりますし、北広島市さんが輪厚のスマートインターを設置したときのお話も若干聞かせていただきましたけれども、やはりいろんなところに看板ですとかポスターを設置して、いかに周知を図っていくのが重要だというふうにも聞いているところでございます。今お話のありましたとおり、市内限らず市外の施設等にもそれらポスターですとかチラシを作成して配布をしながら、施設のPRをしてまいりたいというふうを考えております。これらにつきましては、できるだけ早い時期から取り組みながら、それらタイミングを図りながら対応していきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、本年度までの次世代育成支援地域行動計画、これが次の計画に生かされるのかということでございますが、これは生かしていくといたしますか、もちろんそういう実績を十分に考慮をさせていただいて、そして新しい制度がわりの子ども・子育ての実施計画のほう、よりよいものを策定していきたいということでございますので、その実績は把握をして次につなげてまいりたいというふうを考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時04分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の総括質疑を許します。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第7号、平成26年度一般会計予算に対する総括質疑を行います。私も大分準備はしてきたのですが、ダブるところもありますので、なるべく重複は避けながら質疑をしていきたいと思っております。

第1点目は、オアシスゴルフコース及びゴルフ練習場の閉鎖についてなのですが、市長は実に妙な時期にこのオアシスゴルフコースの関係はこれまでも大事な宣言をされてきたなというふうに思っているのですが、まずは24年度にこれ以上の一般会計からのいわゆる赤字補填みたいなことはしないと宣言されて、でもその24年度と、また昨年度ですか、25年度というのは春先の雪解けも非常に遅くて何となくゴールデンウィークもできるかできないかという状況、あるいは去年あたりは夏も相当暑くて、そうでなくても大変なのに天候の状況が非常に悪くて、ゴルフ場、うちばかりではなくて相当皆さん天候での四苦八苦があったと思うのですが、それでも何とかなってきたのです。今



回は、去年あたりの広報すながわ見ますとゴルフ場は来年やりますと。厳しいですけども、来年もやりますので皆さん来てくださいという広告まで打ってあるのです。それがあつたと思ったら、今度は年が明けて市政方針で26年度でオアシスゴルフコース及びゴルフ練習場は閉鎖をします。一体どうなっているのだという感じですよ。一体どこに一番の根っこがあるのかというように私は思っているのですけれども、先ほどのお話の中で閉鎖をする理由というものの一番大きなものは資金ショートがあるというようなことと言われていたかなというふうに思うのですけれども、ただ、まだやってもいいゴルフ場で資金ショートがあるからという理由もまたこれおかしな話だなというふうには思っているのですけれども。それはそれとしておいておいて今現在予想される、あくまでも予想だと思うのです、これやっていないわけですから。予想される資金ショートというのは大体幾らぐらいのことでそういう判断をされているのかなというふうに思いますので、その辺をまず1点お伺いします。

それから、2点目は、先ほども言ったとおりに非常にこの2シーズンというのは天候に恵まれずにやってきた年度だと思うのです。仮の話、今の市長のお話も仮の話ですから、仮に平成26年度の利用者がやめる、やめると言うから、ちょっとみんなで行こうかというような話になって、そのショートするというのが幾らぐらいか今わかりませんが、次につながるような利用客が入った場合、この場合は一体ゴルフ場はどうするのかということをお伺いします。あわせて、全くその逆に市長がもうやめると言っているのだから、あんなゴルフコースに行ってもしょうがないと。では、滝川でもどこでも周りのゴルフ場行こうというふうになって、今度は逆に極端に減ってしまった場合、シーズンの途中で8月ぐらいになったらもう無理という状態になったときに、これ最後までやるのか、もう途中でバンザイして、市長が公約のとおり投入はしないというのであればもう8月でも何でもやめるという状況になっていくのかどうか、この辺をお伺いします。

それから、先ほどのご答弁なんかを聞いていますと、ゴルフ場関係とオートスポーツランドとの判断がちょっとずれているのです。特に市政方針演説なんかを見ていると、ゴルフ場は完全にもうやめると言っているのだけれども、オートスポーツランドのほうは全国的な知名度とかなんとかということがあるものだから、何となく続けたいのかなという雰囲気も感じられるのです。今まで株式会社砂川振興公社がやってきた事業の中で、ちょっとそういう微妙なずれを感じるのですけれども、そもそも株式会社砂川振興公社をどうしようとしているのかなのです。完全に閉鎖するのかどうか、つまりゴルフ場の関係とオートスポーツランドのほうもあわせて振興公社が手を引こうというふうに思っているのかどうかということなのですから。

それから、このゴルフ場の関係で1回目最後ですけども、先ほどから副市長のほうからオートスポーツランドのほうは今後雪が解けたらどうするかというお話があつたのですけれども、これオートスポーツランドを若干の利益も出ているからということで継続する

場合、仮に振興公社をやめたとしてもオートスポーツランドを継続しようとしたときにどんな手法があるのか、それもあわせて検討されていると思いますので、そのところもお伺いをしたいと思います。

もしもオートスポーツランドを検討の結果やめるとします。やめるとしたときもやはりあそこも河川敷ですから、当然原状復帰、先ほどのゴルフ場の場合は超概算で1億5,000というお話がありましたけれども、オートスポーツランドのほうは意外とアスファルトを敷いてあったりとか、ゴルフ場とはまた違う状況がありますので、そちらのほうの原状復帰は一体どのぐらいかかるのかという点をお伺いしたいと思います。

大きな2点目は、まちなかの活性化についてお伺いしたいのですけれども、そのまず1点目にまちなか集客施設SUBACOについてをお伺いします。市長の市政方針でもまちなかの活性化といえばSUBACOというような感じで書かれていて、大変力が入っているなというふうに思うのですけれども、砂川市は協働のまちづくりを前面に打ち出してきました、ほとんど市の施設の管理運営なんかは民間の力や知恵を發揮してもらうということで民間に委託をしております、特に地域交流センターゆうはNPO法人ゆうのもと協働のまちづくりのよい事例として何度も報道されたり、今も注目されているわけですが、ところがこのまちなか集客施設SUBACOは今、市の直営施設として管理運営されているのです。どうも砂川市の全体方向とちょっと違う管理運営のされ方だなというふうに思っているのですけれども、この直営の方向性というのは今後も続けていかれるのかどうか、また直営のメリットについてをお伺いします。

まちなか活性化についての小さな2点目なのですけれども、中心市街地活性化協議会というのが先ほどのお答えの中でもちょっと出てきましたけれども、私が前に一般質問したときにこの中心市街地活性化協議会を中心に策定されようとしている砂川市独自の活性化計画というのをつくっていくというようなお話もあったのですけれども、こちらのほうの活性化計画の進捗状況についてお伺いをします。

総括最後なのですけれども、地域包括システムと在宅医療について私もお伺いしたいと思います。先ほどの答弁も大分あったので、基本的な方向性というのはわかったつもりでいるのですけれども、まずは先ほど市長のお答えの中でちょっと気になったのがこの地域包括ケアシステムをやっていきたいと思うのだけれども、今までは医療との連携がネックになっていたというようなお話があったのですけれども、これは一体どういう意味なのかなというふうに思うのです。市長はやる気があったのだけれども、市立病院がやる気をなかなか起こしてくれないのだというようなネックなのかどうなのか、これ大事な点ですから、そこは確認でいいのですけれども、確認をさせていただくとあわせて、その地域包括ケアシステムの中で在宅医療というのは、市長はこれ市政執行方針でも何度も出てくるように非常に重要な施策というふうに位置づけられていいと思うのですけれども、そもそも在宅医療というのをどういうイメージを浮かべればいいのかというのがあるのです。

これ下手すると、私が小さいころというのはちょっと風邪引いてもまちのお医者さんが往診に来てくれるというのがありまして、そういうのが在宅医療というのにも含まれていってしまうのかどうかという点、余りにも基本的な話なのですけれども、お伺いしたいというふうに思います。

それから、これは市立病院のほうにちょっとお伺いをしたいのですけれども、在宅医療というのは先ほどのご答弁の中でもいろいろお話がありましたけれども、市長が200床以上の病院にとっては余り在宅医療にとっていい材料はないのだというふうなお話をされていたのですよね。今うちの砂川市立病院は500床以上ありますし、そもそも在宅医療をやっていくということは市立病院にとってはこれ不採算部門をまた抱え込むということになるのかどうなのかという点をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私のほうから大きなくりのところだけ答弁して、あとは副市長のほうにお願いをしたいと。

小黒議員さんのほうからいろいろとゴルフ場の関係についてご質問が前段のほうにございました。それで、沢田議員にも申し上げたのですけれども、ゴルフ場が大変だというのは、私は随分前からそういう状況にあって、一般会計からも15年から繰り入れしたでしょうと。だから、19年にこれを一回改革しましょうと。だけれども、残念ながらそれも21年に資金ショートしたと。それで、2億で銀行の分を肩がわりして辛うじてやって、要するにずっとぎりぎりのところでゴルフ場はやってきたのではないのでしょうか。ですから、天候の話もありましたけれども、天候はつきもので、例えば雪解けが遅いというのが2年続いた。早ければ雨が降ったとか、毎年そういうのがついて回るから、それは計算のうちに入っているでしょうと。毎年のように雨が降っただの、雪が遅かったのだと。たって、それはもう計算の中に入っていて、それを除いてどのぐらいなのだはずとやってきたでしょうというのが私の持論でございます。それで、ゴルフやられている方はわかっているのですけれども、市長が24年に言って以来、これいつまでもつのだらうと。やっぱりやっている人はわかるのです。だから、事前に市のほうに来年やるのでしょうかと。早目に言ってくださいと。やっぱりグループは、コンベ組むのに1年前から何月ごろかと計画を立てながらやっていくと。それが突然閉鎖と言われると困るのだというのがございますから、私は24年執行方針に、もういわゆる運営費にかかわる公費は支出しないと申し上げてきた。団体の方もわかっていて、よく民間の方々、24年に執行方針に言って以来、町場の方々もいいコースだから、市長、頑張っ続けようやと。とりあえず我々も協力するからということで、私も5回ほど皆さんと一緒に回って、皆さん協力はしてくれました。だけれども、やっぱりやる人が減っていく。少子化なり不景気の影響というのは意外に大きく、それが厳しくなってきたから、今回見きわめの時期でしょうと。だから、これは突然これなったのでなくて、もう前々からいつまでなのだらうというのはみんな想

定しながらやってきたという踏まえ方だけは理解していただきたいというふうに思っております。

それから、あとは副市長のほうからいろいろと詳しくお答えしますけれども、1つだけ在宅医療の関係で医療がネックだったのですかということは、ネックと言うのがいいのかどうか、いわゆる厚生労働省が言っている分にはやっぱり医療が入ってこないとなかなか進まない。やっぱり資格の問題ですから、医者が言えばちゃんと聞く人も聞いて動いていくと。医療という観点からいけば、やっぱりケアマネジャーなり保健師が言うよりは、医療が入ってこないとトータルの管理はできないと。それで、どうして医療が入れないかと。特に日本は医師不足なのです、やっぱり。ですから、医者をそこまで配置できる病院というのは少ないという現状があると。それで、民間のお医者さんで訪問診療という形でやられる人もあるけれども、しからば国はそれをどう動かしたらいいのだということになったときに、伝家の宝刀ではないですけれども、診療報酬に手をつけてきたと。ですから、200床以下の病院については在宅医療に行きなさいと。そちらのほうに点数高くしますよと。そうでないと動かないから、そういうふうにしてきたと。生き残りをかける場合について、在宅医療も医者が配置できればの問題ですけれども、そちらにシフトしていくよう診療報酬でしむけていったというのがございます。それが厚生労働省が今までのいわゆる介護保険なり医療なり高齢化に対する対応を検討していく中では、ここはやっぱりきちんとしないとこれは機能しないのだという考えに至ったものというふうに思っております。だから、ネックと言っていいのかどうかというのは、砂川市立病院も専属で配置するといったらこれは大変な問題が多いとはいえ、患者数も多いですから、それを何とか医者も見つけてこなければならぬ、体制もつくらなければならぬというところにやっぱり院長大きな悩みがありますけれども、診療報酬が、先ほども言いましたけれども、地域包括ケア病棟という新しい点数をとれる病床も持ってきていると。それらも踏まえながら、リハビリの問題もどこがやればいいのかというのを加味しながら、検討しながら、ただ私結論が言えないのはお互いにどれがいいのかわからないと。だから、勉強会をやりましょうということになって、今言えるぎりぎりは、わからないのと言って後で言ったではないかと言われても困るものですから、着手はするけれども、とりあえず勉強会からいきましょうと。砂川方式をつくりましょう。砂川のやり方ではこうだということを見つければ、私は病院にとっても行政にとっても市民にとっても一番いい方法をやっぴり見つけていくべきだろうというふうに思っているところでございます。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君（登壇） 私のほうからは、市長が答弁された以外の部分についてご答弁を申し上げたいと思います。

初めのほうに、資金ショート判断だとか、平成26年の利用が多かったらどうするのだ、あるいは極端に少なかったらどうするのだというような部分のご答弁を申し上げます。

まず、振興公社から受けている説明の中では、平成25年度の決算見込みではキャッシュフローの期末残高は約350万円ほど残ると。そのうち未払いというか、4月分に払う分が約200万円含まれているということで、150万円ほどしか新年度の運転資金は残っていないという状況にあります。これまでのコース管理委託経費の中には、翌年度につながる管理経費が含まれております。グリーンの管理でいえば穴をあけてのエアレーションだとか追肥あるいは雪腐れ防止、冬になれば融雪剤の散布等、そういった経費を含めてこれまで委託をしてきたところでございます。この考えに基づいて平成26年度を利用見込み人数、なるべく実勢に近い数字で1万5,900人で試算をいたしますと、期末残高は数十万円しか残らないと。こうなれば4月払いという部分がなくなり、まして27年度の運転資金というのが不足する見込みになってしまいます。このため26年度の経営については、27年度につながる管理経費を減額してコース管理を行うと。これによって期末残高の見込みは100万円ほどになりますけれども、未払い分として消費税あるいは法人税等が残ります。そういったものを差し引くと、30万円程度しか現金が残らないという状況になります。このことから、27年度の運転資金も不足するため、振興公社としてはゴルフ場経営が困難だという状況であります。平成23年度以降1万8,000人の利用計画で人数を定めながらきましたけれども、依然としてゴルフ利用者の利用実績が減少しております。回復の兆しは見えないところでありまして、長引く景気の低迷あるいは人口減少と高齢化、消費税増税という社会情勢の中では利用者の増加は考えにくいところでございます。

先ほど言われたように、26年の利用者が多かった場合、次どうするのだということにつきましては、今ほどご説明のとおりコースの管理のあり方がこれまでと違いまして、何とか26年度を運営するために27年度分の経費を削減してコース運営をするというような状況でございますので、ふえる人数というのはちょっとどの程度のことを議員さん言われているかわかりませんが、現実的にはコース自体がそういう状況になるということで、27年度以降のコース運営は難しいというふうに考えているところであります。

それから、極端に人が入らなかつたらどうするのかというようなお話でございます。まだ委託業者は契約等はしてございませんけれども、雇用の関係等でございます。仮に人が入らなくてお金が回らないという状況になれば、これは契約の中で違約金という形になるのか、賠償という形になるのか、そういったことが生じるかもしれません。これについては、そうならないようにやはり何とかシーズンいっぱいもたすように努力していかざるを得ないものというふうに考えているところでございます。

それから、振興公社のほうでの今後どうなるのかというようなお話でした。大きな収入源でありますゴルフ場の部分でもうやっていけないとなると、事業収益がなくなります。オートスポーツランドだけ残っていても収益は限られております。振興公社としては、委託契約にございましたゴルフ場、ゴルフ練習場、オートスポーツランドあわせてもう受

託はできないということで戻すもので、委託契約を解約したいというもので申し出を受けているところでもあります。そういったことから、振興公社としてはその3つの施設については経営というか、管理運営はいたしません。

オートの場合の継続というようなお話がございましたが、仮にこれを続けるということになりますと、方法としては公共施設に位置づけをして指定管理者制度というもので議会の議決を得ながらコース管理を運営していく方法しかすべはないところでもあります。もしオートをやめるといふうになればということでございましたが、これも過去に超概算でございすけれども、詳細設計はしていませんが、ご答弁しておりますようにジムカーナコースについては舗装してございすし、ダートのコースについても安全施設等いろんなものが設備されているようであります。これらについては、雪解け後ちょっと確認をしなければならぬ部分もありますし、そういった部分を確認して、過去の言われている概算費用はたしか約1億5,000万円程度というふうなことで議会答弁しておりますけれども、これらについてももし仮に廃止となれば河川管理者と協議いたしまして額が確定していくというものでございす。

それから、振興公社は両方やめるといふことで、振興公社の存在すらいふようなお話もございました。先ほどもご答弁しましたとおり、収益の大半がゴルフ場で運営している会社でございす。それがなくなればいつも利息の請求等あるいは管理経費等かかる、そういう財源がございせんので、解散をせざるを得ないのかなといふうには考えておりますけれども、これは取締役会等で今後協議されて方向が出てくるものといふうに思っているところでございます。

あと、ゴルフ場とオートスポーツランドのほうの取り扱い方が違うのではないかといふようなお話だったかと思ひますが、沢田議員さんのほうにもご答弁しましたとおり、多少オートスポーツ事業の部分については収益がございす。北海道の河川敷で直線コースも長く広々としたところといふことで全国のドライバーには人気があるといふうな話も聞いております。このコースをやるに当たっては、多少の経済効果、市内の旅館にも泊まっているといふうな話、あるいは物販といふか、購買も少しあるといふうな話も聞いていすけれども、コース自体がもうかなり老朽化してあります。そういった安全施設だとかダートの舗装コースもかなり傷んでいるといふうな部分もございす。そのほかにも土ぼこり問題だとか、あるいは騒音、タイヤのきしむ音というのが苦情としても寄せられているところでありまして、これらの問題も抱えながら公共施設として適切なのかどうか、総合的に判断していきたいといふうに考えておりますので、これは存続ありきとかといふことではなくて総体的に見てどうなのかといふことで判断をしてまいりたいといふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 (登壇) まちなかの活性化についてのご質問でござい

す。

最初に、S u B A C oの今後の方向性についてご答弁を申し上げます。まちなか集客施設S u B A C oは、地域交流センターゆうや市立病院を利用される方々を初め、市内外の消費者に対する中心市街地の商店情報の発信を柱にアート作品や児童生徒の作品の展示スペースなど併設し、消費者満足度の向上を図り、まちなかへの集客と回遊を促すことを目的として市が昨年8月にオープンし、現在に至っているところです。運営は、商工労働観光課職員とともに、S u B A C oを担当するために砂川市嘱託職員として採用された地域おこし協力隊員2名が砂川商店会連合会に加盟する全商店を複数回回り情報収集をするなど、企画立案に取り組み、さまざまな事業展開に挑戦をしています。今後もS u B A C oが市の直営による運営を継続し、まちなか活性化を進める上での拠点となることを目指して、関連する団体や市民の皆様とのさらなる連携の強化を視野に入れながら、中心市街地のにぎわいの創出に向けた事業実施に努めてまいります。

次に、新たな中心市街地活性化基本計画の進捗状況についてご答弁を申し上げます。砂川市は、平成19年8月に北海道では初となる中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受け、地域交流センターゆうの活用や医療を核とし、さまざまなソフト事業を実施し、中心市街地の活性化に取り組んでまいりました。平成24年8月の中活計画の期間終了を受け、翌9月に商工会議所会頭を会長として商店会連合会、NPO法人ゆうなど関連する各団体の皆様で構成された新たな砂川市中心市街地活性化協議会が発足し、引き続き中心市街地の商店会の活性化を図る方策について意見交換を進めてきたところです。新たな計画については、平成25年6月に開催された中活協議会において基本方針と基本施策としてまとめられ、基本方針については「砂川市における事業者の経済活動の活性化を支援し、中心市街地の経済活動の向上を推進し、もって中心市街地の活性化を図る」とし、基本施策については「まちなかへ人を呼び込み、にぎわいを生み出し、商店街や個店へ人を回遊させるためのソフト事業の推進」、さらに「各個店や商店街の紹介、イベント情報の紹介等の消費者への情報発信の推進」などとなっており、これらをもとに毎年度各種ソフト事業の検討実施を進めていくこととし、現在に至っているところでございます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 私のほうから地域包括ケアシステムと在宅医療ということで、その中で2点ばかりご質問ありました。1つについては、往診が含まれるのか、さらにもう一つは在宅医療は病院経営の中で不採算のものとなるのかということでご質問ありましたので、お答えしたいと思います。

まず初めに、厚生労働省は2025年に向けた医療提供体制の基本的な考え方として、質の高い在宅医療の提供推進を掲げており、また地域包括ケアシステムの構築に向けた5つの視点では、在宅医療、訪問看護、リハビリの充実強化、さらに本年4月の診療報酬改定においても在宅医療の充実が重点課題として掲げられるなど、今後の「施設」から「地

域」への流れの中で在宅医療は非常に重要な位置づけとされたところであります。一方で、厚生労働省は医療機能の分化、連携の強化という観点から、大病院は入院医療を中心に、外来は専門外来医療を担い、中小病院・診療所は入院医療と一般外来医療を担うことを目指しており、在宅医療を実践する中心は中小病院・診療所を想定し、今回の診療報酬の改定においても200床未満の病院や診療所だけが算定可能な在宅医療の関連の項目の新設や点数増加を行っているところであります。このように超高齢化社会に向けて必要な在宅医療は中小病院・診療所が担うこととし、それに対して診療報酬で手厚く評価する形となっているのが現状であります。その中でご質問ありました往診は、在宅医療に含まれるのかということでもありますけれども、今回の診療報酬の改定の基本方針でありますけれども、この在宅医療に関してはひとり暮らしや高齢者のみの世帯でも住みなれた地域にできるだけ長く暮らせるように地域ごとに地域包括ケアシステムを構築することが重要である、主治医を中心として病院、医科診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業等が連携し、地域で急変時の対応やみとりを含めた在宅医療を提供できる体制を構築する必要があると。このためには、在宅医療を担う医療機関の量の確保と患者のニーズに対応した質の高い在宅医療の提供を推進するため、介護報酬との連携に留意しつつ、以下の項目について検討を進める必要があるとなっております。まずは、みとりを含め、在宅療養支援診療所、病院の機能強化、それから在宅療養支援診療所、病院以外の医療機関による在宅医療の推進、24時間対応、みとり、重度化への対応など機能に応じた訪問看護ステーションの評価、訪問看護ステーションの大規模化の推進、在宅歯科医療の推進、在宅薬剤管理指導の推進、訪問診療の適正化等が基本方針となっております。当院につきましては、現在在宅医療の前段でありますけれども、既に訪問診療を実施しているところであります。この訪問診療につきましては、内科、整形、精神科が実施しております。内容についても対象の患者さんにつきましては付き添いが無い、自力でなかなか受診できない、それから終末医療を必要とする、そういう方について訪問診療、訪問看護を実施しているところであります。こういうことを見ますと、今後在宅医療の実施に向けては在宅医療の必要性等を含めて十分に審議、協議しながら、在宅医療の定義を決めて医療をやらなければいけないというふうに考えております。

それから、在宅医療は不採算部門となるのではないかとのご質問に対しましては、当院のような大病院が訪問診療や訪問看護といった在宅医療を実践してもこれまでと同様の診療報酬しか受け取ることができません。医療機関が数多くある都市部では国が目指す医療機能分化、それから連携と強化によって在宅医療を推進することは可能と思われませんが、地方の特に医療機関の少ない地域においてはいずれかの医療機関が担わなければならない、当院においても訪問看護ステーション等との連携を図りながら今後も実践していく考えでもありますし、また在宅医療に向けては十分協議を進めていきたいというふうに考えております。



○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 先ほどのオートスポーツランドの河川敷地の復旧費用につきまして、過去の議会答弁で私1億5,000万と言いましたけれども、1億円の間違いでございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 普通でいけばオアシスゴルフ場を閉鎖するかしないかということの議論を議会ですということになったら、もう傍聴席満杯になるのかと思っていたのですけれども、それほどでもないですけれども、皆さん余り関心がないのかな……とかでもないのですよね。私のところには、電話とかメールとか寄せていただいています、大体ゴルフ場やめるなという話ですけれども。実際のことを言って1万5,000以上は来ているのは間違いはない。しかも、昨年度悪かったといいながらも5,800万ほどの収入があるのもこれ間違いはない。それをみすみすなくしていいのかなという、何かもったいないなという、そういう思いは正直あります、私も。私はゴルフやらないのですけれども、たまにゴルフ場なんかを見に行くときれいだし、その向こうに見えるピンネなんていうのは本当にきれいだし、特に今度はスマートインターが開通すれば、まさにスマートインターからすぐそばのゴルフ場というところでも売り込みできるし、これまで大体土地開発公社が都会へ行って宣伝するときには、ゴルフ場の写真なんかばんと載せて、冬はスキー、夏はゴルフ、立派な病院もありますなんていうことでやってきたと思うのです。ある程度市にとってはなかなかの宣伝できるような素材ではあるのかなというふうには思います、これはちょっと経営は別にしての話ですけれども。ただ、先ほどの副市長のお話だとちょっとわかりづらかったのですけれども、資金ショートの関係はどうやら300万ちょっとの資金が今回は工面ができそうにないというようなお話だったようには思うのですけれども、300万かというのがありますよね。それで、そのために原状復帰をするわけでしょう、もしやめるとしたら。そこに1億5,000万を投入するわけですね。1億5,000万使って何やるかといったら、今きれいに芝になっているのを草ぼうぼうの草原にするために1億5,000万使うということになってしまうのです。これが本当にもったいないなと正直思うのです。例えば300万、400万の資金が工面できない。草原にするため1億5,000万使う。1億5,000万あれば300万、400万が何年やれるかという、50年間。50年間維持はできるということになりますよね。このゴルフ場が何らかの形で有効活用になっていくというのなら、それはやめても。でも、本当にこの原状復帰というのは草原ですよ。それしかも手はないのかなというふうに私は思うのです。そこで、先ほどオートスポーツランドの継続の方法をお伺いしました。私は、これまでも……ちよつとごめんなさい。その前に振興公社そのものですけれども、正直これはやめたほうがいいと思っているのです。市長もよく言っていますけれども、武士の商法とか殿様商売で何ができるのだと。こういうものについては、市の職員がやるということでは営業なんかでき

ないのだというのが市長の持論でして、私もこれまでもいろんな意味でアイデアをいろいろ言ってきました。これ2億円を出すときも私も賛成したのですけれども、その2億円は今結局これをやめれば民間金融機関に返さなければならないものの、先払いというようなことで私は賛成したのですけれども、2億円出すからには何とかゴルフ場頑張ってもらいたいと本当に毎年毎年こういうアイデアはどう、ああではどう、言ってきましたけれども、振興公社何ひとつ聞いてくれませんでした。そんなふうにすればやっぱり武士の商法なのでしょう。結局損したって何したって自分の給料は変わらないという、この辺のところの大きさというのはやっぱりあるのだと思うのです。

ダートトライアル含めてオートスポーツランドは、何年か前からやり方を変えたのですよね。それは、民間のところに委託するということにしてみたいです。そうしたら、やたらと何か最近はよくなっていると。だから、同じように一気にやめるということにはならないのだからと思うのです。あるとき、それだったらゴルフ場もそうやってやったらいいのではないのと。そうしたら、そのときに意見が分かれたのです、理事者の中で。そんなものできないという人もいれば、いやいやできるのだと。同じ条件ですよ。国から借りた河川敷で事業をやる。オートスポーツランドできて、何でオアシスゴルフ場ではできないのだろうと私はずっと思い続けていて、やっぱりできたのでなかったのかなと。結果的にはです。そうならいけば、もう昔のこと話してもしょうがないのですけれども、何とかなっていたかもしれないなというふうにも思いますし、そういう意味で言えばやっぱり武士の商法は無理でしょう。そこはよくわかります。ただ、先ほど言ったようにオートスポーツランドのようなやり方がゴルフ場でできないのかなと思うわけです。つまり先ほど副市長がおっしゃったのは、オートスポーツランドを継続するためにはまずそこをきれいにして、きれいというのはいろんな借金だとかそういうものをですよ。きれいにした上で、公共施設として位置づけて、指定管理をするのだとおっしゃいましたね。このやり方は、当然オアシスゴルフ場でも通用するのですよね。やれますよね。そのぐらいのことを、もう今すぐにやめるというのは簡単なのだけれども、さっきから何回も言いますよ、あのきれいなグリーンを草原にするための1億5,000万を使うということをやったりもう少し考えてやれないものかなと、もうちょっとじたばたできないものかなというふうに私は思うのですけれども。全てがだめになったら、それはもうやめましょう、しょうがないです、もう。でも、その努力していないのです、今の段階。市長の勇気は買いますよ。これから選挙あるのにオアシスゴルフ場やめるというのだから、そういう意味ではこの方針を出されるのはいい。市長が方針出されるのはいいけれども、では市民の皆さん一体どう考えていくのか、それから議会もどう考えていくのか、本当にほかの手はもうないのか、いろんな議論を尽くした上で最終的な結論というのを持ち出していけばいいのではないかと。いうふうに私は思っているのですけれども、その辺の考え方というのはどうでしょうか。全くそういう考えはないのかどうかお伺いをしたいと思います。ゴルフ場では、もうあと

何だかんだ言ってもしょうがないかなというふうに思うのですけれども、結局このままずるずるとやり続けていくことを私は決して了とはしません。ただ、まだ手があるというふうに思っているものですから、そのところを可能性があるのかなのかということも含めてお伺いしたいと思います。

それから、まちなかの活性化の関係なのですけれども、先ほどはS u B A C oについては商工労働観光課の職員と嘱託職員、地域おこし協力隊の皆さんとで直営でやっているのだというようなお話でしたけれども、直営は直営でいいと思うのですけれども、直営だからできないことというのがまたあるように思うのです。特にああいう集客施設については、まちなかにあるし、それは公民館でできなくて交流センターゆうでできるということを考えてみるとよくわかると思うのですけれども、つまり市の直営だと商売ができないわけです。これは、商店街のど真ん中でせっかくやっている施設としてはちょっともったいないなというふうに私は思っているのです。例えば公民館で作品展や何かやりますけれども、あそこで売買をしてはいけませんというふうに言われるのです。それは、市の直営の施設だからです。ゆうだったらそれはいいのですけれども、ゆうの場合はまた地域交流ゾーンって大きいのです。1人2人であそこで展示会やったってちょっと無理なのです、もうこれは経験上なのですけれども。そういう意味からいえば、S u B A C oの広さあたりちょうどいいのです。奥様方手づくりのものとか最近いろいろつくっている人たちも多くて、その人たちは何か材料代でもいいからお金になったらいいなと思うのです。でも、残念ながらS u B A C oではそれが今現状ではできないのです。これは、お客さんの層をやっぱり狭めているし、そういうやろうとする人たちはもう自分ではがきや何か送ったりして、いつからいつまでS u B A C oで私の作品展やっていると、これ市内の人ばかりではなくていろんな人たちにお知らせしたりするのです。そういう意味からすると、本当にもったいないなというふうに私は思っているのです。それとか、これも今では古いのですけれども、さっきの作品をしたようなレンタルスペースをちょっとつくって、あそこにはちゃんと職員の人たちもいつも、留守になるということはほとんどなくていらっしゃるので、そこにお客さんが突然来ても十分対応できるような体制がとれているので、そういう意味で売れたら手数料をいただくと。もっともっとは、せっかく商店街の中にあるので、困り事相談窓口みたいなことをして、高齢者のみならずこういうの困ったとか、こういうのはどうだろうというときに、例えば電球取りかえたいのだけれども、私も取りかえられないからともし相談があれば、すぐ商店街の個店にこちらから連絡して、S u B A C oからですよ。こういう仕事あるけれども、おたくで受けませんかとか、でもそれももちろんただでやるのもいいけれども、手数料いただいてもいいわけだし。今言ったことは全部お金になっていけないのです、今の直営の状況だと。これは、やっぱりせっかくまちなかでああやってやっている以上ちょっともったいないなというふうに思うのです。できれば民間の人たちと協力の中で、まさにゆうみたいな、ああいう状況というのがつくればもっ

と もっと広がっていくでしょうし、いい S u B A C o になっていくのではないかなというふうに私は思っているのですけれども、その辺はどういうふうにお考えになるのかなというふうに思います。

それから、先ほども審議監のお話の中で商工労働の市の職員の方々、私も何回か行っていますから、市の職員もしっかりシフトに入って手伝っているという状況はよく見ているのですけれども、そういうこともあって、多分商店街の中では一番遅くまでやっているし、土曜、日曜、祝日も開店しているという意味では立派な集客施設になっているだろうというふうに思うのですけれども、もう一つ、これちょっとこういうことができないかなということなのですけれども、先ほども言ったように平日は9時から夜の7時まであけていて、それから土曜、日曜、祝日は9時から5時まで、これせつかく市の職員も張りついてくれていて、それから地域おこし協力隊の皆さんも嘱託職員という立場でもあるので、何とか駅前というか、あの場所を、これは例えば証明書の自動発行の交付機を設けたり、あるいはよく空知太とか南のほうでもある出張所というのか、支所というのか、そんなような役割を持たせても非常にいいだろうと思うし、それから最近市立病院の待ち時間の解消でいろいろなことやっているのです、今は病院行かないとだめなのですから、仮に S u B A C o のあたりでもう少しであと予約ってどのぐらいだろうとかという何か、もちろん診察券でやれるという機械さえ置けば、病院まで行かなくて安心して買い物しながら、また S u B A C o 行ってもうちょっと、あと30分とか、そんなこともやれるのではないかなというふうに思うので、今はちょっと民間でもないのだし……ではなくて直営なのだから直営なのだよね。だけれども、直営だからこそできないこともありつつ、市の職員もしっかりとそこにいるのであれば、もう少し公的な部分のサービスというものを拡充してみるだとか、どちらかに方向性をしっかりと持ちながら進んでいったらいいのではないかなというふうに私は思っていますので、その辺のところをどのようなお考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

それから、中心市街地の活性化協議会のお話で話をお伺いしましたが、どうやら市独自の活性化の計画書というものはあるようなお話が今出ていたのですよね。法定の協議会のときは、もう百何十ページと物すごい報告書だったのですけれども、どのぐらいのボリュームの計画書が今できているのか、これはせつかくそうやって先ほどのお話だとソフト事業の関係だとか、いろいろな方向性も示されているようだったので、ぜひ議員のほうにも一度それを見せていただければなというふうには思うのですけれども、今ではそれ大体どのぐらいのボリュームででき上がっているのかお伺いできればというふうに思います。

それと、あわせてなのですから、ちょうど一般質問の議会答弁の中でまさに審議監がお答えになっていた砂川市独自の中心市街地の活性化に向けての活性化計画、それはできているようなお話だったので、いいのですけれども、地域商店街活性化法に基づく事業を実施し得る商店会の組織の育成というようなことも今後やっていくというようなお話も

あったものですから、地域商店街活性化法というのはとても補助メニューが大きくて、補助が3分の2もある。商店街にとってはいい商店街の活動への支援強化だとか、空き店舗の利用支援だとか、いろんなことがあるメニューです。しかも、そのときにはこの商業界の組織の育成などもこれからはやっていくのだというようなお話もあったものですから、その辺のところのこちらに進捗状況をあわせてお伺いできればなというふうに思っております。

地域包括ケアの関係で1点、2点ちょっとお伺いするのは、何か地域包括ケアというと随分すごいことが始まるように私は思うのですけれども、決してそうではないような気はするのです。というのは、今まで砂川市の高齢者支援体制というのはちゃんと整ってしまって、もう全て社協も含め、包括支援センターもふれあいセンターも含め、一つの模式図、組織図になっていて、それでいろいろな事業が行われたり、話し合いもされてきているのだろうというふうに思うのです。ところが、私の今持っている高齢者支援体制という図の中には、まさに市立病院が今まで入っていなかったというところではあります。そんなような意味から含めていけば、勉強会というふうにおっしゃっていったのですけれども、これからどのような過程を踏んで、一体どのぐらいになっていったらその姿って、ある程度の姿というのは見えるようになるのだろうか。それがあ程度ないと、理想ばかりの話になっていたり、地域包括ケアシステムというものだけが何か歩いていたり、あるいは在宅医療というものだけがみんなが頭の中で想像していたりということになりかねないと思うので、しっかりしたスケジュールなんて望みませんが、大体こういうふうになっていくと市長が思っている理想形ができあがりそうだというぐらいなことは、今回せっかく市政方針でしっかりうたわれたので、当然イメージとしては持っていらっしゃると思いますので、その辺最後に聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 それでは、私のほうからゴルフ場と、それから在宅医療の関係の時期の関係についてご答弁を申し上げます。

ゴルフ場でございますけれども、私も個人の立場ではやはりゴルフ場やりたいなど。しかし、私は市長としてほかの責任もしょうものですから、なかなか全体の施策の関係、財源等も含めるとやっぱり難しいだろうと結論づけなければいけない立場というふうに思っております。それで、言いづらいのですけれども、1億5,000万も撤去費かけるのな

ら、それぐらいあつたらずっとしばらくできるのではないですかという話もございましたけれども、私の考え方は1億5,000万の撤去費にさらにこれから毎年市のほうから出していくお金が合わさって将来残るのだなと思うと、とても私はそういうことを決断できる立場にないとお答えせざるを得ないものでございます。

また、オートスポーツランドの関係、こういうふうなやり方があればといいますけれども、ゴルフ場はご承知のとおり将来6割は潰れるだろうと言われてもまだ残っているところがあって、やっぱり競合しているのです。ところが、オートスポーツランドというのは競合相手がいない。いわゆる中で収支が合うようなシステムがつくられているからできているというのがあって、なかなかそれはそこと一緒になっても難しいのだろうなど。ただ、どうするかはまた内部でオートスポーツランドの関係は検討していきたいなど。

それから、在宅医療の関係といいますか、地域包括ケアシステムの時期を何とかいつごろまでという話でございました。御調町のように、いわゆるいろいろな施設を全部直営でできているのなら医療の問題だけですから、医療がそれをやると言えばすぐ采配が、連携がとれる。というのは、この方はもう介護4で福寿園だと、この方はグループホームだと、全部市の施設ですから一つの窓口で割り振りができる。ところが、砂川市はそれは民間が、いろんな事業者が担っているというのが1つ難しい問題があるのと、本当に医者の手配、いろんな医者がおられますけれども、それに適した医者の問題だとか、一つの例示で、これができるかどうかは別ですよ。国の言っている地域包括ケア病棟、もしそれが可能とすれば、在宅にいる方が悪くなったときにはそこに入れられるだとか、リハビリするのにどこが担当したらいいのだと。それは、専属の医者を必要とするシステムもあるし、そうでないシステムもあるとか、総体の経費を絡めながら、それぞれの事業者とまだまだ詰めなければならぬのがいっぱいあると。ところが、これを全部詰めるまでいくとなると年数は結構かかると。ただ、どの辺まででそれができるのだろうかという見きわめが、残念ながら今は勉強会始めたばかりなものですから、その見通し立つ時点まで話が行っていないというのがございまして、ここで明確なご答弁はできないわけでございますけれども、いかんせん国のほうもそういうスタイルで進んでいるので、地域の見守りもある程度ことし1年で少しは把握者、対象者を全部当てることができる。いわゆるそういうデータもできてる。その後の早いうちにこういうのができればいいなとしか今言えませんので、その辺でご理解をいただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君 それでは、SuBACo、それから中活協議会で幾つか頂戴しましたので順を追ってご説明しますが、まず小黒議員さんにご認識いただきたいのは、SuBACoの運営の仕方なのですけれども、地域おこし協力隊の制度があって、そこに私どもがサポートしているのではなくて、砂川市の事業として直営をしていて、そこに多比良議員さんから議会のほうでぜひ地域おこし協力隊を活用したらどうだというご提案を

いただきまして、もともと私ども職員が全てそこを担って、シフトに入ってやろうとしたところに協力隊員がご協力をいただいている、力を発揮していただいている、そういう図式なのをまず1つご認識をお願い申し上げます。

その中で、先ほど市がそこを直営することのメリットは何なのだとこのところ、ちょっとご答弁漏れをしました。市の職員、商工労働観光課のスタッフの幾つかある仕事の中で非常に大きな柱となっているのは、中心市街地の活性化、商店街の活性化というところが大きな仕事の柱になっております。今情報的にはパソコンの時代ですから、日本の情報ですとか世界の情報はもう机上でしっかりわかります。職員たちは、お客様の目はしっかり見れるのです、自分たちのお客様ですから。ただ、やはり商売をやったことがないので、商売者、経営者の目で見ることがなかなか難しい。机上論になりがちだというところがあります。そこがまちの中に一つ拠点があれば、自分たちが店主の皆様が目線で物事を見れる。これ非常に有効な手法ではないかということもS u B A C oの役割の一つです。実際S u B A C oで勤務していると、朝は掃除します。除雪もします。そうすると、掃除は商店の方はやっぱり8時前にしっかりやっていらっしゃるのだなとか、除雪も含めてこの雪は本当に大変なのだ。その分中心市街地に流雪溝があるありがたさというのは、本当に全道でも胸張っていいことなのだということがわかります。それからお客様の動向も、平日の午前中は本当にお客様いらっしゃらないのだなと。昼ぐらいになるとぐっとお客様がふえてくるなですとか、きょうはやけにお客様が多いなというのは商店の方に聞くと年金支給の日なのだということがわかったり、それから秋から冬にかけて天候によってお客様の動きは本当に左右されるなんていうことが非常にやっぱり直にわかります。それから、S u B A C oに商店街の方もどんどん訪ねてきてくださいますから、そこで実際にいろんな相談事、チラシをつくるのはどうしたらいいのだとか、今消費税上がるに当たってどうするのですかなんていう直接会話ができるというメリットがあります。商業者の中に入っていろんなことを考えるメリットがあるということです。

それから、物販は実はS u B A C oを開設するに当たりまして地域おこし協力隊を含めてスタッフで一番テーマになったことです。全員やはり物販をしたいなという意識が当初ありましたが、最初有料でコーヒー出そうかという話あったのです。ところが、ふと思うと中心市街地に有料でコーヒー出しているお店はもう8軒あるのです。そうすると、そこでS u B A C oで有料でやってしまうと、これ民業圧迫ではないかということになりました。そこは、コーヒーではなくて砂川の農家の方が丹誠込めてつくった、だったんそばでできただったんそば茶を小山商店さんが売っていますから、そのだったんそば茶を買ってきて、お時間のある方には無料でサービスで出すというようなことを今していますし、それからある方が見えて、砂川には、小黒さんご質問していますけれども、道の駅ないですよねと。ないですと。砂川の農産物買いたいのですけれどもと問い合わせあったのです。そこは、農協のアイアイのスーパーへ行けば砂川の農協婦人部の方が売っている野菜コー

ナーがありますよということを紹介したり、そもそもやっぱりプロが売っている物販というところとダブってはいけないなど。私どもは、あくまでもメインは商店街の情報を発信する場所であって、物販をする場所ではない。そこを間違っただけではないなというところをまず整理しました。その中で小黒議員さんおっしゃったように、趣味で物をつくっている方たち、グループサークルですとか、それからフリーマーケットに出てくるような方たち、そういう方たちの物販ができるような仕組みというのは、これはまだまだ検討の余地があるのではないかと。できるかできないかは別ですが、それは今も話題になっておりまして、あくまでもそこを目当てに来たお客様に商店街の情報を発信する手法として、手段として、そういうことはこれからも検討の余地があるねというような話になっていきますし、これはできるかできないかは別ですけども、アイデアの中には児童生徒たちの商店体験ですか、商店の皆様にご指導していただいて、そこでも物を買ってみたりだとか、そういうこともできるかもしれない。それから、砂川で起業を検討している、お店を開きたいという方の例えば1坪体験ショップみたいのはどうだろうかというようなアイデアも出ています。これは、もうできるできないは別ですけども。ですから、この点は小黒議員さんから非常に有効なご提言、ご提案をいただいたと思いますし、再度ちょっと詰めてみたいなと思うところがございます。

それから、公的なサービスはどうでしょうかというお話ございました。これは、S u B A C o を開設するに当たりまして中活協議会でS u B A C o で何か進める上でいいアイデアありませんかと何度かお諮りした中で、一番多かったのは市立病院の受け付けをした後に実際に診てもらうまでに時間があるので、そのときにまちなかに移動して、S u B A C o に行けば病院の今の受け付けの状況がわかるようなシステムになればいいよねというのは多数の方からご意見頂戴しましたし、中活協議会の中に市立病院のスタッフも入っておりますけれども、誰もがそれはいいねという話になるのですが、やっぱりシステムの技術的な問題ですとか費用の問題なんかで今すぐ実現は難しいかなという話ですが、考え方としてはそういうこともあるねという話になってはいますが、まだ実現には若干時間がかかるかなというふうに思っております。

それから、中活協議会のほうの計画書の話なのですが、結論から申し上げますと計画書はワンシートです。ガイドラインになっています。なぜそのワンシートなのかといいますと、私どもの中心市街地活性化基本計画というのは今回始まったばかりではなくて、平成の13年からスタートしているのです。打ち合わせから入れると、平成12年からスタートですから、もう16年目の中活計画になるのです。1回目の中活計画は平成13年に経済産業省へ提出したという計画になりました。2回目の中活計画が平成19年に内閣総理大臣認定を受けた計画になりました。この間、砂川の商店街の変遷、概要、それから各種事業の成果、つまりフォローアップです。そういうことをしっかり積み上げてきています。それぞれの過去2回の中活計画は、確かに100ページ前後になっていますが、ここで大



体の資料と問題点なんかはもう既に構築されていると。それと、私ども平成19年の計画をつくる時に内閣府の中活本部へご指導を仰ぎに行きました。そのときに担当官から強く言われたのは、計画書はたとえ何千ページになったとしても、表に出すものはワンシートでまとめなさい。ガイドラインで作りなさい。それが計画というものですというのを非常に強く強く指導されました。以上の考えから、今回の中活計画というのは既に砂川市の中活計画は市立病院を核として、ゆうを核として、集客施設をつくり上げて、そのお客様たちをいかに回遊させるかというところの事業は大体でき上がったと。ただ、その集客が買い物にまだ結びついていない。まだまだ伸び代があるというところが課題がしっかり見つかっておりますので、その流れのところを先ほど申し上げたようにガイドラインはしっかり作り上げて、ワンシートで、その後は毎年度、毎年度の事業を議会でお示するように予算で出していきたい。中活協議会で協議をして、計画として出していきたい、そういう手法をとっているところでございます。

それから、地域商店街活性化法、これは平成23年から24年に向けて出てきたところで、小黒議員さんから平成24年の6月議会で私ご質問を受けてご答弁をしまして、そのときと同じ答弁になってしまうかもしれませんが、これ非常に有効な法なのです。実際にこれに合致する事業が見つければ、補助金もしっかり3分の2、場合によっては100%の補助金も中には最近はできたようですけれども、ただこれ事業をやる組織というのは市ではなくて、別に商店街のほうで作り上げなければならないというまず一つのルールがあるのです。それが単純にこういう事業をやりますから補助金を申請しますではなくて、経産省いわく中活計画に匹敵するような一つの計画書をつくり上げて手を挙げてほしいのだというような話もありました。数値目標も挙げて、フォローアップもしてもらいますよという話なのです。あのおとき申し上げたのは、非常に有効な制度ではあるけれども、やはり事業を進めるときの考え方というのは、補助があるから事業をやらましようではなくて、補助はまずおいておいて、市にしても民間にしても全て100%単費でやるのだと。それでもこの事業やりたいのだというものをしっかりと考えた上で、その上で補助が合致すればそこに持っていきましょう。ですから、まずは補助ありきではなくて、事業ありきでいきましょうというお話をさせていただきました。それが今もう既に10回以上会議やっています中活協議会の中での事業のもみ方であり、そこでこの法に合致するものがあれば、その団体を立ち上げるかどうかということは会議所さん等含めてお話し合いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ゴルフ場の関係ですけれども、本当にこのゴルフ場の閉鎖ということに関しては、今議会で議論が始まったというふうに私は考えているのです。市長の周辺の方々は十分知っているかもしれないけれども、ほとんどの皆さん方はまずは広報で来年もやるのだなということが知らされて、今回の道新あるいはプレスでかなり大きく書

かれて、ただ閉鎖ということだけしかわかっていらっしやらない方がほとんどだと思うのです。そういう意味でいえば、当然市長もこれからどれだけの債権放棄をしなければいけないのか、民間に幾ら返さなければいけないのか、あるいは原状復帰のためには幾ら税金が必要なのかということもやっぱり市民に知らせていかなければならないのだろうというふうに思いますので、なるべく早い時期に市長のお考え、思いというものを伝えていってほしいなというふうに思います。

それと、もう一つは、オアシスゴルフ場を民間にという手だてはまだあるということをきょう確認をしたのですけれども、つまりオートスポーツランドと同じように全部借金も返して、それからそれこそ公共施設の位置づけにして、さあ皆さん、指定管理者になりませんかということを一度はやっぱりやってほしいのです。それで、誰もいなかったら、もうしょうがないです。私も諦めます。ただ、やっぱりさっきも言っているように五千何百万円の収入があつてということになっていけば、これ一回荒らしたらもうだめでしょうけれども、今ならもしかしたら手を挙げる人もいるかもしれないではないですか。いなかったら、やめましょう。でも、せっかく今まで大事にやってきたゴルフ場ですから、もう一段階そのぐらいのやり方はしても私は全然おかしくないのではないかと。また、市長の今回の表明が早かったですから、正直まだ1年はあるなというふうにも思いますから、もう少しいろいろな手だてを考えてみたらどうかなというふうには思います。それが不可能ではないということがきょうわかつたということで、私はきょうの段階ではいいなというふうに思っているのですけれども。

それから、中心市街地の関係で今審議監のほうからいろいろお話があつたのですけれども、ワンシートというのは1枚ということですよ。1枚でも中身がしっかりしていれば全然問題ないのですけれども、ただこれから中心市街地というのはとても大事だと思うし、例えば幾ら道道といえども砂川の駅をおりたら、もう左側歩道通行どめです。それで、そのままおりにいったら、大型の店舗はシャッターが閉まってベニヤ板で打ちつけてあるという状況があるわけです。そういうことを中心市街地活性化の協議会の方々にいろいろな団体の方々がいらっしやるだろうから、やっぱりいろいろ議論していただいて、あるいは商工会議所のほうも市役所の建てかえということも要望で出されていますし、この中心市街地活性化協議会のメインであるのは商工会議所だと私は思っているもので、要望出しているものがこういういろんな団体の中で話し合われないこともないとは思っているものですから、多分ワンシートの中にはそれはないと思うのですよ。ぜひ今後そういうことももっともっとハードも含めて、任意であっても中心市街地の活性化協議会の方々がいろいろな議論を重ねていていただけるように、たしか事務局だったと思うのですけれども、事務局のほうも頑張っていたきたいなというふうには思います。

それから、地域商店街活性化法に関係することは、私は受け皿が必要なのだと思うのです。受け皿をどうするのかも審議監の大事な役目でもあるのではないかとこのように思う

のですけれども、通常でいけばやっぱり商店街の振興組合をつくることなのだと思うのです、この受け皿というのは。振興組合そのものをつくることはそんなに難しいことではなくて、全部の商店街あわせなくたってここの商店街を振興組合にするということで、この3分の2、あるいはもっといい補助金が取れて事業がやれるのだとすれば、それはやるべきだろうと私は思うのです。せめてやるための努力はするべきだろうというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところも本当によろしくお願ひしたいと思うのです。

それと、最後になりますけれども、地域包括ケアの関係は市長もなかなか、確かに本当に難しいことだと思います。ただ、前に言ったことがあるのです。早く市役所を建てかえて、ここからいなくなしてほしいと。そして、ここに地域包括ケアで必要な人たちがみんな一堂に会していただけるように、今みたいにいろんなところに分散しているのではなくて、そういうふうにやっていったらどうだろうという話もしましたよね。やっぱりそういうのも含めて考えていかないと、市民にも市長いよいよ本気だぞと、このことをやり始めたなということになかなかないのではないかと。それとあわせて、さっきも200床以下のところは今回は在宅医療いいけれども、うちみたいな市立病院になるとなかなか大変だというお話もあったのですけれども、市長、本気でやるのなら一般会計からでもこの専門のお医者さんを確保するぐらいの覚悟があってもいいのではないですか。今も訪問医療しているというのですよ。その部署、部署ではですよ。でも、地域包括ケアの在宅医療をやるといったら、やっぱり専門的なお医者さんがいないとなかなかできないと思うのです。だけれども、ではそれを市立病院でということができるとかどうか。だったら、地域包括ケアで在宅医療をしっかりやろうと。市長がよし、わかったと。では、そのお医者さん分、行政から出すぐらいの話でいけば本当にすごいなというふうに私は思っているのですけれども、やっぱりそのぐらいの覚悟でやるほどのこの地域包括ケアの問題だと思います。そんなことも含めて最後の質疑を終わります。

○議長 東 英男君 小黒議員、答弁要りますか。

○小黒 弘議員 もちろん。

○議長 東 英男君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 ことし1月の初めの広報紙にことしもオアシスゴルフ場やりますということで、それは利用者に迷惑がかかるというような部分から、まずは周知をしておくことが必要だろうということできさせていただきました。今回この執行方針の中で表現をされまして、私どものほうにもいろいろお話は来ますけれども、通常利用されている団体の方にはこういう事情でということは説明はしているところでありますけれども、もっと市民周知をということでございますから、広報紙を使うなり、あるいは団体の方に再度違う部分も含めて説明するなりということは考えていきたいというふうには思っております。

それから、ゴルフ場の指定管理者の道があるのだというようなことで議員さんが言われておりましたけれども、確かに道内でやっているところは湧別町かどこかが河川敷ですけ

れども、指定管理者制度でやっているところがございます。そこにあってはやはり町のほうでゴルフ場を整備する機械、これを4年ぐらいかけて三千何百万かしらの部分を負担しながら管理してもらっていると。これは、仮に指定管理者制度でやるとなると、当然その請け負うところとの協議になっていくかと思えますけれども、ただ、今のクラブハウスにしてもカートの状態にしても、もう二十数年というような状況の中ではいろんなものを見直していかなければならないと。それも含めて管理していきますよという指定管理者があらわれるのかどうかという点もありますけれども、やはりそこには公費を投入していかなければならないという問題があります。そうなりますと、市長が方針として持っております公費はもう出さないのだというようなところの問題になろうかと思えますけれども、方法としてはそれはあることは事実でありますので、ただそういったいろんな施設がもう老朽化しています。グリーンの下に入っている給水管についてもふぐあいが生じたりなんなり、いろんな部分がありますから、そういったものの延命処置はやはり公費を入れながらやっていかなければならないという部分もあるということをご承知おきをいただければというふうに思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第9号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第10号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の総括質疑を終わります。

議案第11号の総括質疑は明日行います。

#### ◎延会宣告

○議長 東 英男君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時38分